令和８年度　名古屋市教育委員会　第１２号議案

第２期名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画の策定について

このことについて、計画の策定にあたり、別添計画案を提出します。

記

１　計画概要

（１）策定の趣旨

平成２８年８月に策定した「名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」に基づき、本市全体の幼児教育の充実を図るために必要な機能の強化や体制の整備を進めるとともに、市立幼稚園の再編を含めた取り組みを計画的に推進することを目的として、「第２期名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画」を策定するもの。

（２）計画期間

令和９（2027）年度から令和１８（2036）年度までの１０年間

２　教育子ども委員会での主な質疑（５月１３日所管事務調査・７月１７日請願審査）

質　問	答　弁
本計画は局の垣根を越えて、就学前の子どもたちの幼児教育・保育を一層充実させていく、まさに歴史的な一歩である。これを機に今後どのように幼児教育・保育政策を推進していくのか。	市立幼稚園と公立保育所が持つお互いの強みを生かした幼保連携型認定こども園を新設し、幼児教育・保育支援センター（仮称）において、教育委員会と子ども青少年局がお互いに積み重ねてきた知見や経験等を融合して発展させて、設置主体や施設類型に関わらず、今後の本市の幼児教育・保育の質の向上に力を注いでまいりたい。
将来的には市立幼稚園すべてを認定こども園化するのか。	存続する市立幼稚園 10 園は、全市の幼児教育の質向上を図る役割を果たしていくという目的の実現のために必要な園数である。一方で、子どもを取り巻く環境は変化が大きく、計画の中間にあたる５年後を目途に計画の進捗状況や取り組み内容の検証を行い、その内容を踏まえながら、計画見直しの必要性について検討する。

５園閉園しなければ、新たな施策が展開できないのはなぜか。	市立幼稚園が市全体の幼児教育の質の向上に貢献していくためには、市立幼稚園の再編と併せて、幼保連携型認定こども園の新設や幼児教育・保育支援センター（仮称）の設置等を一体的に進める必要があると考えている。
インクルーシブ教育・保育をどのように推進し、特別な支援を必要とする子どもたちの受入体制や教育環境をどのように確保していくのか。	子ども青少年局と連携して、市立幼稚園と新たに開設する公立幼保連携型認定こども園、幼児教育・保育支援センター等を通じて、公立私立を問わず全ての幼児教育・保育施設の質の向上を図ることにより、市全体として、特別な支援を必要とする子どもが適切な幼児教育・保育を受けられるように取り組んでまいりたい。

３　パブリックコメント結果（参考１）

（１）実施期間：令和８年６月１１日（木）～7 月１０日(金)

（２）意見提出：提出人数 269 人、意見件数 589 件

（３）提出方法：ロゴフォーム 240 人、郵送１０人、ファクス３人、
電子メール１５人、持参１人

４　再編対象園における保護者説明会及び署名提出について（参考２）

５　当初計画案の修正について
別紙のとおり

（令和８年８月２１日提出 総務部教育環境整備課・教育支援部義務教育課）

別紙

当初の計画案の変更について

令和８年３月の教育委員会で協議しました「第２期名古屋市立幼稚園における今後のあり方に関する実施計画」（案）について、パブリックコメントでの市民意見や再編対象園の保護者への説明会での意見、教育子ども委員会での質疑などを踏まえて、当初の計画案を一部変更しました。

１　幼児教育コーディネーター（仮称）の役割について（修正１）

特別な配慮が必要な子どもの受け入れに関して、公立私立を問わず全ての幼児教育・保育施設の質の向上を図るため、幼児教育コーディネーター（仮称）の役割として、幼稚園教諭の知見や経験を活かし、配慮の必要な子どもへの関わり方を含め、派遣園の実情等を踏まえた具体的な助言や指導を行うことを、実施計画に追記します。

≪計画案 P25　Ⅲ４（２）ア　幼児教育コーディネーター（仮称）の配置≫

修　正　前	修　正　後
○ 幼児教育・保育の質の向上に向けた助言 ・幼児教育・保育支援センター（仮称）を通じて、幼児教育・保育施設等からの要望を受け、幼児教育アドバイザーと連携し、定期的な園訪問を行うことで、派遣園の実情や教育内容に応じた環境構成の工夫や幼児の実態に即した子どもの支援について具体的な助言を行います。	○ 幼児教育・保育の質の向上に向けた助言 ・幼児教育・保育支援センター（仮称）を通じて、幼児教育・保育施設等からの要望を受け、幼児教育アドバイザーと連携し、定期的な園訪問を行うことで、配慮の必要な子どもへの関わり方を含め、派遣園の実情や教育内容に応じた環境構成の工夫や幼児の実態に即した子どもの支援について具体的な助言を行います。

２　特別な配慮が必要な子どもの就園に関する相談について（修正２）

特別な配慮が必要な子どもの就園に関して、市立幼稚園において、未就園児遊びの会や園庭開放などにおいて、保護者からの相談を受ける機会を設け、相談内容に応じて関係機関を紹介するなど、状況に応じて丁寧に対応していくことを、実施計画に追記します。

別紙

≪計画案 P33　Ⅳ２（４）実施方法・スケジュール≫

修　正　前	修　正　後
○ 閉園対象園においては、近隣の幼児教育・保育施設と日常的な交流活動をしたり、一緒に行事を楽しんだりする等、園児の発達に必要な集団での活動の機会を確保していきます。	○ 閉園対象園においては、近隣の幼児教育・保育施設と日常的な交流活動をしたり、一緒に行事を楽しんだりする等、園児の発達に必要な集団での活動の機会を確保していきます。 ○ 市立幼稚園においては、未就園児遊びの会や園庭開放などにおいて、配慮が必要な子どもへの対応をはじめとする保護者からの相談を受ける機会を設け、相談内容に応じて関係機関を紹介するなど、状況に応じて丁寧に対応します。

第２期
名古屋市立幼稚園の
今後のあり方に関する実施計画

（案）

令和８（2026）年　月

名古屋市教育委員会

目　次

はじめに　・・・・1

Ⅰ　幼児教育・保育を取り巻く現状と市立幼稚園のこれまでの取り組み

1　幼児教育・保育を取り巻く現状と課題　・・・・4

2　市立幼稚園のこれまでの取り組み　・・・・9

Ⅱ　公立幼児教育・保育施設の今後のあり方

1　本市の目指す幼児教育・保育の方向性　・・・・13

2　公立幼児教育・保育施設に求められていること　・・・・14

Ⅲ　第２期実施計画における展開

1　公立幼保連携型認定こども園（基幹園）の新設　・・・・17

2　幼児教育・保育支援センター（仮称）の設置　・・・・21

3　名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）の策定　・・・・23

4　市立幼稚園の役割の再定義・機能強化　・・・・24

Ⅳ　市立幼稚園の再編

1　再編の方向性　・・・・27

2　再編対象園の選定　・・・・29

3　閉園後の跡地及び施設の活用　・・・・34

4　第２期実施計画の運用とその検証　・・・・35

参考資料

1　市立幼稚園の今後のあり方懇談会の開催について　・・・・36

2　保護者アンケート　・・・・37

3　用語集　・・・・42

はじめに

第２期実施計画の策定にあたって

（１）計画策定の趣旨

本市では、平成 28（2016）年８月に「名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」（以下「基本方針」という）を策定し、市立幼稚園が果たすべき役割として、今日的な課題への対応を充実させるとともに、各園における教育の成果を私立幼稚園や保育所、認定こども園等へ広く提供することにより、本市全体の幼児教育の質の向上を図ることとしました。あわせて、幼児人口の減少といった社会状況の変化を踏まえ、市立幼稚園の規模や配置の見直しについても取り組むこととしました。

この「基本方針」に基づき、平成 29（2017）年８月には、「名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画」（以下「実施計画」という）を策定しました。実施計画では、「基本方針」に掲げた市立幼稚園の今後のあり方を具体化するため、本市全体の幼児教育の質の向上を図る拠点として幼児教育支援室（実施計画では「幼児教育センター」）を設置し、幼保小接続リーフレットを始めとする指導資料の作成や研修の充実、幼児の育ち応援ルームの開設等、調査研究・研修・子育ての支援の３つの事業に取り組んできました。また、これらの取り組みとあわせて、市立幼稚園の再編についても段階的に進めてきました。

一方、幼児人口が減少し続ける中、共働き世帯の増加等を背景とした保護者の保育ニーズの高まりにより、市立幼稚園の入園者数は減少傾向が続き、現在、市立幼稚園の全園において園児数が定員に達していない状況が続いています。

また、平成 29（2017）年には、国において幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領のいわゆる「３要領・指針」が改訂（定）され、共通する部分について整合性が図られ、「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が共通して明記されました。さらに、現在、国において、幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続を見据え、幼児教育・保育の質の向上や、３要領・指針の整合性を高めつつ、幼児教育・保育と小学校教育との接続の充実に向けた方策について、議論が進められています。

このような状況を踏まえ、「基本方針」に基づき、今後見込まれる更なる幼児人口の減少や社会状況の変化、保護者の多様なニーズに的確に対応していくため、市立幼稚園の役割や機能について改めて検討を行うとともに、市立幼稚園の適正規模・配置等について、中長期的な視点から見直しを行う必要があります。

市立幼稚園が、本市の幼児教育を取り巻く現状や課題に適切に対応し、本市全体の幼児教育の充実に引き続き貢献していくため、これまでの取り組みを踏まえつつ、必要な機能の強化や体制の整備を進めるとともに、園の再編を含めた取り組みを計画的に推進することを目的として、「第２期名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画」（以下「第２期実施計画」という）を策定します。

（２）策定過程

幼稚園・保育所・認定こども園との役割の重なりが進む中で、市立幼稚園や公立保育所それぞれでの対応が難しくなり、連携・協働体制の強化が求められています。このような状況を踏まえ、教育委員会と子ども青少年局では、市立幼稚園と公立保育所の今後の方向性や役割等について検討するため、それぞれ懇談会を開催しました。懇談会の最終回は合同で開催し、公立の幼児教育・保育施設全体の今後のあり方について意見交換を行いました。

これらの議論を踏まえ、公立の幼児教育・保育施設の今後のあり方について、両局が連携してそれぞれ「第２期実施計画」と「名古屋市公立保育所のあり方に関する基本方針」を取りまとめることとしました。

（３）計画の位置づけ

本計画は「基本方針」に掲げた今後の市立幼稚園のあり方を実現し運用していくために定めます。「名古屋市総合計画2028」、「ナゴヤ学びのコンパス」、「コンパスぷらん（第４期名古屋市教育振興基本計画）」、「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029～名古屋市子どもに関する総合計画」、「名古屋市教育・保育施策の実施方針」等と整合性を図っていくとともに、「名古屋市公立保育所のあり方に関する基本方針」と密に連携し、運用していきます。

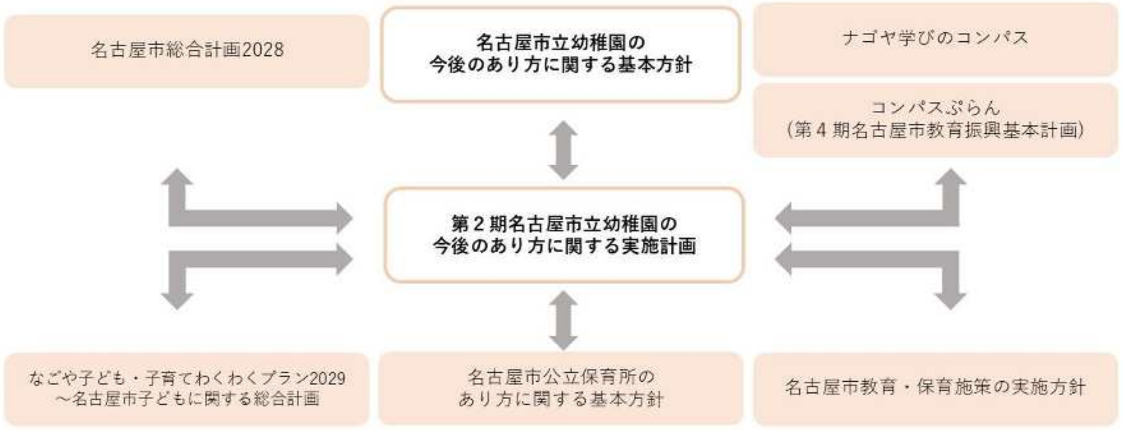

（４）計画期間

本計画の計画期間は、令和９（2027）年度から令和 18（2036）年度までの 10 年間とします。

Ⅰ　幼児教育・保育を取り巻く現状と市立幼稚園のこれまでの取り組み

１　幼児教育・保育を取り巻く現状と課題

（１）社会環境の変化

○　近年の社会環境を見ると、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、兄弟姉妹の数の減少等、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化してきました。全国的に共働き世帯は年々増加しており、保育所の利用ニーズの高まりとともに待機児童が増加し、また、発達障害の認知が高まってきました。そのような子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、国や地域を挙げて、子ども・子育てへの支援を強化する必要が出てきたことから、子どもの年齢や親の就労状況等に応じた多様かつ質の高い支援を実現するため、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成27（2015）年４月に施行されました。

○　子ども・子育て支援新制度が施行された以降は、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付、地域子ども・子育て支援事業の創設等多様な子育て・保育ニーズに対応できるよう市町村が実施主体となってニーズに基づいた給付や事業を実施してきました。そのような中で、「誰一人取り残さない」ＳＤＧｓの推進や多文化共生の推進が広がり、また、医療技術の進歩に伴う医療的ケア児の増加、幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続に向けた「架け橋期」の充実等新たなニーズに対応する必要性が出てきました。

○　幼児期は、遊びを中心とした多様な体験を通して、心身の調和のとれた発達を図り、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。　そのため、幼児期から質の高い教育・保育を充実させることは、子どもの望ましい発達やその後の学びにつながることが国の調査や研究においても示されており、幼児教育の重要性は一層高まっています。

○　また、直近においては少子化が急速に進行していることや、南海トラフ地震をはじめとした災害への関心が高まってきています。また、保育所や幼

稚園現場においてもデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の推進や不適切な保育への関心が高まっています。

（２）本市の動き

○ 平成 20（2008）年には、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指すために「なごや子ども条例」を制定しました。令和２（2020）年には、子どもが権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えること等を明確に表すため「なごや子どもの権利条例」へと改正し、子どもの権利を保障してきました。

○ 令和５（2023）年９月に、ゆるやかな協調性の中で自律して学び続ける子どもの姿を目指し、全ての子どもが学びを通して自分らしく、幸せに生きていくことができるよう、名古屋市の学びの基本的な考えを示した「ナゴヤ学びのコンパス」を策定しました。

○ 令和７（2025）年４月には、幼稚園に係る私学助成の事務を教育委員会から子ども青少年局に移管し、幼児教育・保育を一体的に推進する組織体制を構築することで幼保一元化を推進しています。また、これまでの子ども・子育てを取り巻く環境の変化や国の動向を踏まえつつ、本市における幼児教育・保育施策に関する今後の実施方針を策定しました。

○ 本市において、平成 23（2011）年、24（2012）年には、待機児童が 1,000 人を超えて全国ワーストの状況にあり、保育を必要とする子どもに十分な保育の場の提供ができない状況でした。そのため、これまで保育を必要とする子どもに保育の場の提供が少しでも進むよう、積極的な「量の拡大」や、様々な教育・保育の提供等に取り組み、その結果、平成 26（2014）年からは、令和７年４月１日現在で 12 年連続で国基準として示されている待機児童ゼロを達成しています。

○ 近年の幼児教育・保育に係る市民のニーズの動向に目を向けると、就学前の子どもの数は減少し続ける一方、女性就業率は上昇傾向にあり、共働き世帯の割合は増加していることから保育の量的なニーズ（保育所等の利用申込者数）は増加を続けていましたが、その伸び幅は鈍化傾向から令和７（2025）年には横ばいとなり、地域によっては、保育所等の定員充足率が低下する状況にあります。

○　幼稚園から認定こども園への移行や、幼稚園における預かり保育事業の実施といった、幼稚園に求められる役割は保育所等の役割と重なりつつあります。また、障害のある子どもや外国にルーツをもつ子どもといった、配慮を必要とする子どもの増加等、多様な幼児教育・保育ニーズへの対応も引き続き求められています。

○　一方で、行財政改革の推進や施設の老朽化への対応といった課題もあり、子どもにとって望ましい教育環境を維持しながら、持続可能な幼児教育・保育の提供体制を整えていく必要があります。

■ア　幼児人口の推移

本市における３歳から５歳までの幼児人口は、昭和 40 年代から 50 年代前半にかけては 11 万人を超えていましたが、その後の少子化の進行により減少に転じ、令和７（2025）年度には約５万人まで減少しています。一方で、今後もこの傾向は続く見込みであり、本計画期間の最終年度である令和 18（2036）年度には、更に大きく減少することが見込まれています。

図表１　３～５歳人口の推移　（単位：人）

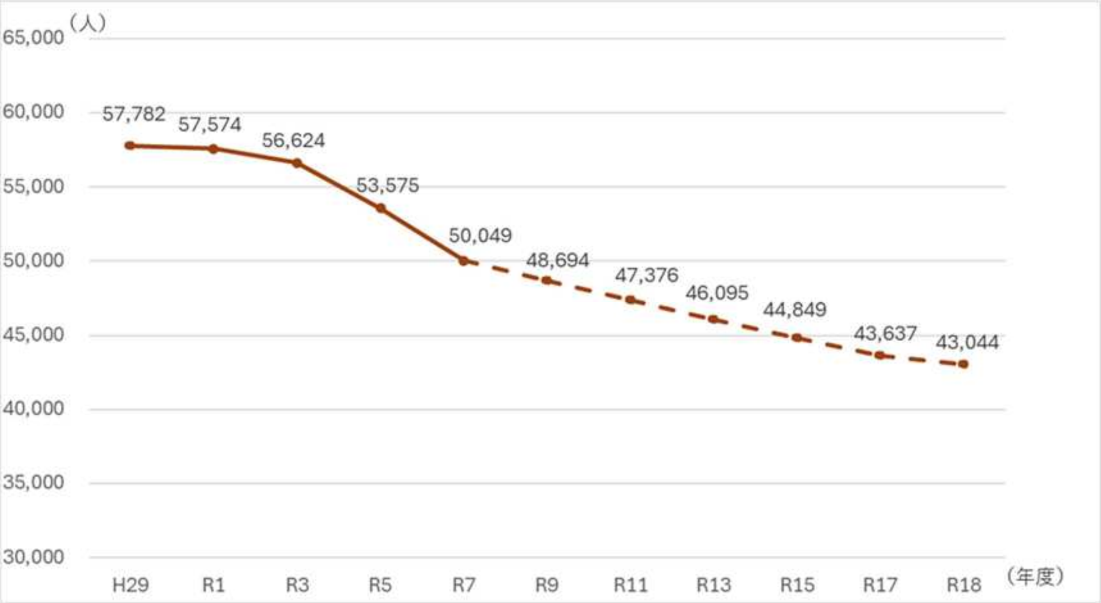

（注）令和７（2025）年度までは名古屋市内に在住する幼児人口についての調査による実績値（各年４月１日現在）。
令和８（2026）年度以降は推計値（社会増減、自然増減による３～５歳人口の直近 10 年間の平均変化率（３歳：98.6%、４歳：98.4%、５歳：98.9%）で推移すると想定し算出。

■イ　幼児の就園状況

幼児の就園状況を見ると、共働き世帯の増加や保育ニーズの高まりに伴い、保育所や認定こども園を利用する幼児の割合が増加する一方で、幼稚園に在園する幼児の割合は低下しています。令和７（2025）年度時点において、市全体の幼児数で見た場合、市立幼稚園に在園する幼児の割合は2.3%にとどまっています。また、公立・私立を合わせた幼稚園全体として定員に余裕（令和７（2025）年　　度の段階で約14,000人分の余剰※）が生じており、今後もこの傾向は拡大すると見込まれています。

※「名古屋市子ども・子育て支援事業計画」（令和７（2025）年３月策定）

図表２　幼稚園及び認定こども園（１号利用）利用園児数　　　　（単位：人）

区分	国立・公立 幼稚園	私立幼稚園	認定こども園 （１号利用）	合計
平成29年度	2,224	25,842	1,290	29,356
平成30年度	2,176	24,604	1,645	28,425
令和元年度	2,121	23,226	2,163	27,510
令和２年度	1,900	22,602	2,323	26,825
令和３年度	1,685	21,292	2,611	25,588
令和４年度	1,511	19,613	2,611	23,735
令和５年度	1,463	17,720	2,678	21,861
令和６年度	1,339	15,837	2,627	19,803
令和７年度	1,289	13,661	3,067	18,017

図表３　本市の３～５歳人口及び市立幼稚園園児数　　　（単位：人）

区分	３～５歳人口	市立幼稚園園児数
平成29年度	57,782	2,098
平成30年度	57,701	2,039
令和元年度	57,574	1,982
令和２年度	57,282	1,760
令和３年度	56,624	1,545
令和４年度	55,242	1,373
令和５年度	53,575	1,323
令和６年度	51,565	1,210
令和７年度	50,049	1,156

（注）３～５歳人口は、名古屋市内に在住する幼児人口についての調査による実績値（各年４月１日現在）。市立幼稚園の園児数は各年５月１日現在。

（３）国の動向

○　平成27(2015)年度に子ども・子育て支援新制度を施行し、「施設型給付」や「地域型保育事業」といった新たな給付の仕組みを作り、また、幼保連携型認定こども園の普及促進を行うことで、待機児童を発生させないための受入量の拡大を図ってきました。

○　平成29（2017）年には、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針のいわゆる「３要領・指針」の整合性が図られ、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿)が共通で示されました。それにより、子どもの資質・能力が将来にわたり一貫して育まれるよう幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図ることが重要な課題として位置づけられ、現在に至っています。

○　令和元（2019）年度には、生涯にわたる人格形成の基礎を担う幼児教育・保育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図るため、幼稚園や保育所、認定こども園等を利用する３歳から５歳の全ての子どもたちの利用料の無償化が実施されました。

○　令和５（2023）年度には、深刻化する少子化や児童虐待の増加、子どもの貧困・低い自己肯定感等多様な課題に、縦割り行政では対応しきれないという問題を解消するため、子ども政策を一元化する司令塔として「こども家庭庁」が設立されました。

○　少子化が進む中で、単に施設を増やすだけの政策ではなく、こどもまんなか社会の実現に向けて以下の３つの柱（「『量の拡大』から『質の確保・向上』へ」、「すべてのこどもの育ちと家庭支援の強化」、「保育人材の確保・業務改善（テクノロジー活用）」）に政策の軸を転換し、国・自治体・保育所等の関係者が方向性を共有し、連携して政策を推進することが重視された「保育政策の新たな方向性」を取りまとめました。この方向性の中では、職員配置基準の改善や虐待・事故対策強化、こども誰でも通園制度、障害児や医療的ケア児の受け入れ強化、保育人材の処遇改善等が盛り込まれています。

2　市立幼稚園のこれまでの取り組み

（１）「実施計画」に基づく主な取り組み

○　市立幼稚園では、国の幼稚園教育要領及び本市の学びの基本的な考え方である「ナゴヤ学びのコンパス」を踏まえた教育を行ってきました。各園において実践研究に取り組み、その成果を研修や公開保育を通じて幼児教育・保育施設や小学校に還元することで、市全体の幼児教育の質の向上に寄与してきました。

○　幼児期の環境を通して行う教育と教科等の学習内容を系統的に学ぶ小学校教育との接続を踏まえた架け橋期の教育の実践研究を行ってきました。特別な配慮を必要とする子ども一人ひとりに応じた教育を実践するとともに、インクルーシブ教育の実践研究を行ってきました。

○　共働き世帯の増加等を踏まえ、全園で預かり保育を実施するとともに、一部の園では預かり時間の拡充を試行的に行う等、保護者の多様なニーズに対応する取り組みを進めてきました。さらに、園舎・園庭の開放等を通じて、地域の子育て支援にも取り組んできました。

○　幼児教育支援室を設置し、幼児教育における今日的課題についての調査研究を実施し、作成した資料の配布やセミナーを通じた幼児教育・保育施設や小学校への周知・啓発を行う他、全ての幼児教育・保育施設に開かれた研修、乳幼児期の子をもつ保護者に対する子育て支援事業を通じて、本市の幼児教育の質の向上を図ってきました。

○　一方で、少子化に対応した施設配置の見直しとして、市立幼稚園の再編を段階的に進め、現在は20園となっています。閉園後の園舎や跡地については、幼児教育・保育関連施設への転用や売却等、有効活用を図ってきました。

（２）市立幼稚園の課題

　これまでの取り組みにより、市立幼稚園は本市の幼児教育の振興に一定の役割を果たしてきましたが、課題もあります。

○　幼児人口の減少や保護者の就労形態の多様化等、社会状況や保護者ニーズの変化に十分対応できていない状況があります。

○　在園児数が長期的に減少を続けており、再編を進めてきましたが、現状も全ての園において定員割れの状態が続いています。中には園児が集団生活の中で相互に刺激を与え合いながら育つために望ましい集団規模を確保しにくい状況の園もあります。

○　幼稚園における預かり保育事業の実施等により、幼稚園に求められる役割は保育所等の役割と重なりつつあります。

○　市立幼稚園の魅力が未就園児の保護者に十分発信できていないことや、実践研究の成果が他の幼児教育・保育施設に十分伝わっていないことも課題として挙げられます。

○　園舎は老朽化が進んでおり、多くの園で築 40 年以上が経過しています。今後、大規模改修や設備更新に要する費用の増加が見込まれる中、本市の厳しい財政状況を踏まえると、施設のあり方についても中長期的な視点で検討する必要があります。

　これらの課題を踏まえ、次章では、市立幼稚園が今後果たすべき役割や機能について整理し、本市の幼児教育・保育の質を向上するための方策について検討します。

図表４　市立幼稚園の園児数及び定員充足率の推移

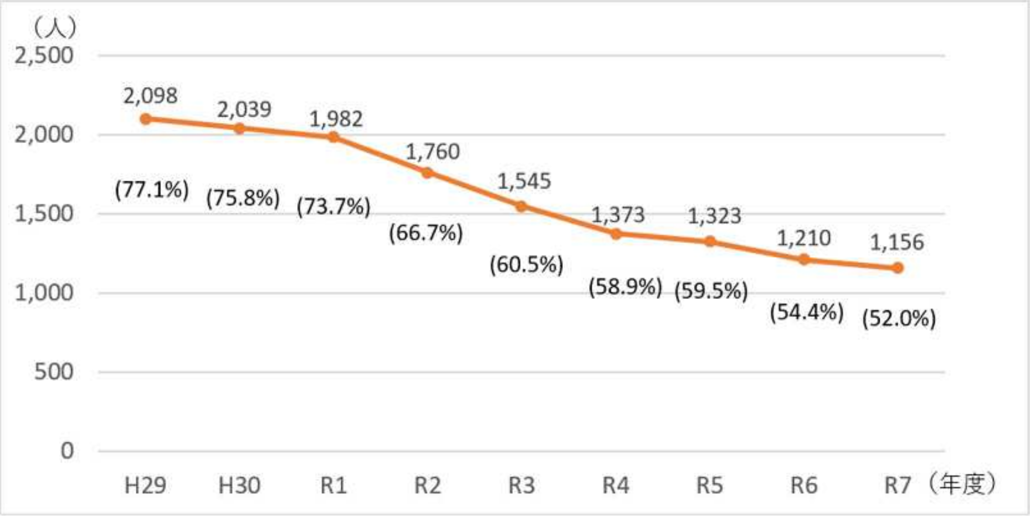

（注）（）内は定員充足率

図表５　市立幼稚園園舎（20 園 27 棟）の築年数（令和７（2025）年度末時点）

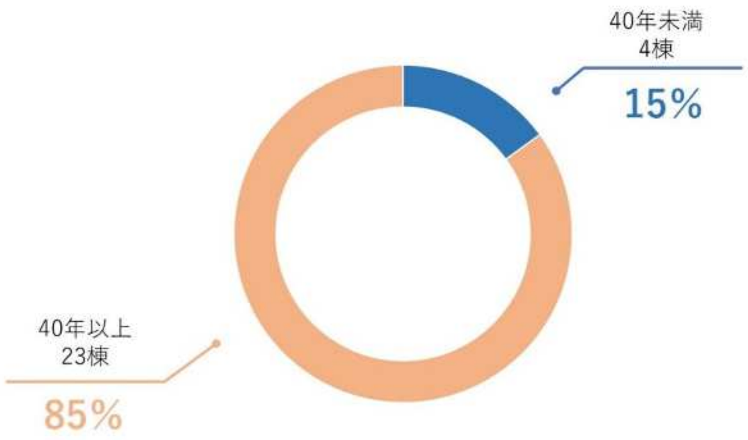

（３）【参考】公立保育所について（課題等）

■ア　公立保育所のこれまでの取り組み

○　公立保育所では、平成 19（2007）年の「名古屋市保育施策のあり方指針」を起点に、量的拡大と地域の子育て支援の強化を進めてきました。当時は厳しい財政状況と老朽化が進む施設への対応が課題となり、社会福祉法人への民間移管や統廃合を進め、令和９（2027）年度には 78 園体制への集約化を計画的に実施しています。

○　「公立保育所整備計画」を策定し、平成 26 年度から概ね１～２中学校区単位の 78 エリアに１園ずつ集約化を図るとともに、エリア支援保育所として位置づけ、地域全体の保育の質の向上と子育て家庭への支援を担う体制を整備しています。民間保育所等との研修交流、地域の子育て支援の場への職員派遣、専門的な相談対応等を通じて地域の保育の質の向上や子育て家庭への支援に寄与してきました。また、待機児童対策として定員超過入所や職員確保策を講じ、平成 26 年以降は国基準で待機児童ゼロを継続しています。

○　施設老朽化に対応するため、床暖房やトイレ改修、調理室更新等のリニューアル改修を実施し、子どもの安全・快適性向上を図ってきました。こうした取り組みにより、公立保育所は地域の保育インフラとしての役割を果たしつつ、民間保育所等との協働を通じて市全体の幼児教育・保育の質向上に貢献してきました。

■イ　公立保育所の課題

○　幼児教育・保育を取り巻く現状と公立保育所のこれまでの取り組みに鑑みると、公立保育所の課題として、次の６点が挙げられます。

・保育の提供に関する量から質への転換及び多様化する幼児教育・保育ニーズへの対応
・地域の教育・保育施設との連携強化など今日的な課題に対応したエリア支援保育所の機能強化
・障害児の受入れ割合の増加に対する支援体制の確保
・社会的ニーズに対応した施設の老朽化対策
・大規模災害発生時など緊急時への対応
・市立幼稚園と公立幼児教育・保育施設としての役割に関する整理

Ⅱ　公立幼児教育・保育施設の今後のあり方

1　本市の目指す幼児教育・保育の方向性

○　本市は、全ての子どもが安心して育ち、将来に夢や希望を持ちながら成長できる都市の実現を目指し、子どもの育ちを社会全体で支える取り組みを進めてきました。乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、この時期における幼児教育・保育の質は、子ども一人ひとりのその後の学びや生活に大きな影響を与えます。

○　近年、幼児教育・保育を取り巻く制度や社会環境は大きく変化しており、施設の類型や所管の違いを越えて、子どもの育ちを一体的に支える視点が重視されるようになっています。本市においても、乳幼児期から学齢期までを見通した連続性のある育ちを大切にし、子ども一人ひとりが主体的に遊び、学び、他者と関わりながら成長していくことを支える幼児教育・保育を推進していく必要があります。

○　平成 29（2017）年の３要領・指針の改訂（定）により、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示され、本市においては令和５（2023）年度に「ナゴヤ学びのコンパス」を策定し、全ての子どもが学びを通して自分らしく、幸せに生きていくことができるよう本市の学びの基本的な考えを示したところです。

○　現在、国においては３要領・指針の改訂（定）の議論が進められており、国の動向を注視しつつ、「こども基本法」の理念や国が策定した「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」との整合性を図りながら、本市が目指すべき子どもの育ちの実現に向けた幼児教育・保育の質の向上を図るための統一的な指針を策定する必要があります。

２　公立幼児教育・保育施設に求められていること

（１）本市が目指す幼児教育・保育の姿の明確化

○　幼児教育・保育をめぐっては、全国的に、幼稚園、保育所、認定こども園といった施設の区分を越え、共通の視点に立って子どもの育ちを支える取り組みが進められてきました。また、幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図る観点から、乳幼児期に育まれた力を次の学びにつなげていくことが重要とされています。

○　本市では、平成 20（2008）年施行の「なごや子ども条例」を令和２（2020）年に「なごや子どもの権利条例」へ改正し、子どもの権利保障と健やかな育ちを社会全体で支援する理念を強化してきました。この理念のもと、保育を必要とする子どもに対して保育の場を確保するため、積極的な受け皿拡大や多様な教育・保育の提供に取り組んできました。

○　市民が求める幼児教育・保育の内容は多様化し、施設に求められる役割も重なり始めているため、従来の「教育」、「福祉」といった縦割りの枠組みを超えた対応が必要となっています。これまでの子どもを取り巻く環境変化や国の政策動向を踏まえ、幼児教育・保育に関する施策全体を統合的かつ横断的に捉えるため、「名古屋市教育・保育施策の実施方針」を定め、より質の高い幼児教育・保育の提供や、質の向上に向けた教育・保育体制の整備・充実、質の向上に向けた職員確保の取り組みについて方向性を示しました（令和８（2026）年３月）。

○　このような状況を踏まえ、本市の目指す幼児教育・保育の姿を明確化する必要があります。

（２）待機児童対策のための受入量の確保から保育の質向上への転換

○　これまで本市では、共働き世帯の増加等に伴う保育需要の拡大に対応するため、受入体制の整備を中心とした取り組みを進めてきました。その結果、「待機児童ゼロ」が継続する等、待機児童の解消に向けた一定の成果が得られてきました。

○　一方で、近年は幼児人口の減少が進み、量的な受入ニーズの伸びは鈍化しています。このような状況のもと、今後は、単に受入量を確保することにとどまらず、乳幼児期からの質の高い幼児教育・保育を通じて、全ての子どもの健やかな成長を支えることがより重要となります。

○　公立幼児教育・保育施設には、日々の実践を通じて幼児教育・保育の質を高めるとともに、その成果や知見を市全体に広げていく役割が期待されています。

（３）市立幼稚園と公立保育所が連携し、本市の幼児教育・保育の質を向上させる体制の構築

○　本市全体の幼児教育・保育の質を向上させていくためには、市立幼稚園と公立保育所がそれぞれの専門性やこれまでの実践を生かしながら連携し、幼児教育・保育を支えていくことが重要です。

○　市立幼稚園と公立保育所は、幼児期における教育的視点を重視した実践や、長時間保育や多様な家庭環境に対応した保育の実践、支援を必要とする子どもへの対応等を行ってきました。これらの強みを相互に生かすことにより、乳幼児期を通した切れ目のない教育・保育の充実を図ることが可能となります。

○　具体的には、市立幼稚園と公立保育所が連携し、幼児教育・保育に関する実践研究の推進、人材育成や研修の充実、幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続のための取り組み等を一体的に進めていくことが求められます。こうした取り組みを通じて、公立施設において蓄積された知見や成果を、市内の私立施設を含めた幼児教育・保育の現場全体に広げていくことが期待されます。

（４）多様化する幼児教育・保育ニーズや今日的課題に対応した施設の整備

○　幼児教育・保育施設は、教育・保育を行うだけでなく、保護者の子育てに関する相談や情報提供、地域における幼児教育・保育のセーフティーネットとしての機能等、様々な役割が求められています。

○　こうした状況を踏まえると、教育と保育を一体的に提供し、幼稚園機能（学校）と保育所機能（児童福祉施設）を併せ持つ幼保連携型認定こども園は、多様化するニーズへの対応に有効であると考えられます。幼保連携型認定こども園は、子どもの発達段階や家庭の状況に応じて柔軟な利用が可能であり、乳幼児期における連続性のある教育・保育を実現するうえで重要な役割を果たします。

○　本市においては、これまで主に私立施設により認定こども園の整備が進められてきました。公立幼児教育・保育施設としても、幼保連携型認定こども園を整備することにより、単に多様な利用ニーズに対応するための施設としてだけでなく、市立幼稚園と公立保育所がこれまでに培ってきた実践や知見を融合し、本市が目指す幼児教育・保育の考え方を具体的な実践として示すことにより、市全体の質の向上に寄与することが期待されます。

Ⅲ　第２期実施計画における展開

１　公立幼保連携型認定こども園（基幹園）の新設

（１）趣旨

○　本市が目指す幼児教育・保育の実現に向けては、施設類型の違いを越えて、質の高い幼児教育・保育を市全体へ波及させる拠点と推進体制を確立する必要があります。

○　国の子ども・子育て支援法に基づく基本方針において、幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設としての認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組むことが望ましいとされています。本市においても、認定こども園の約75％が幼保連携型認定こども園です。こうした状況を踏まえ、本計画期間において、質の高い教育と保護者の保育ニーズにも合致し、更に地域の子育ての支援に寄与する施設として、市立幼稚園と公立保育所の統合により、幼稚園機能及び保育所機能の両方を備えた公立の「幼保連携型認定こども園」を新たに設置します。

○　公立幼保連携型認定こども園は地域の基幹園として位置づけます。

○　これにより、本市の幼児教育・保育施設の適正配置につながるとともに、市全体の幼児教育・保育の質向上の拠点となっていきます。

○　職員確保を図るため保育教諭における給料表の新設等処遇面について検討します。

（２）公立幼保連携型認定こども園（基幹園）の役割

○　新設する公立幼保連携型認定こども園は、市立幼稚園及び公立保育所とともに、実践研究を推進し市全体の幼児教育・保育の質の向上に寄与します。

○　本市が目指す幼児教育・保育を体現し、地域の幼児教育・保育施設の拠点的位置づけとなることで、基幹園としての役割を担っていきます。

○　公立幼保連携型認定こども園は、公立保育所で行っているエリア支援機能を順次、公立幼保連携型認定こども園に移行し、関係機関との連携や機能強化を図ることで、これまで行ってきた「地域の保育の質の向上」及び「地域の子育て家庭への支援」に関する取り組みをより機能的かつ効果的に提供し、インクルーシブ教育・保育の研究・実践を進めます。

○　「ナゴヤ学びのコンパス」を具現化する市立幼稚園の教育を継承し、乳幼児期から一貫した質の高い幼児教育・保育を実践します。

○　子育てに関する相談、情報提供、保護者支援、特別な配慮を必要とする子どもの受け入れ等、地域に開かれた子育て支援拠点として、地域における幼児教育・保育のセーフティーネットとしての役割を果たします。

○　公立保育所で現在行っている定期的な預かりモデル事業について、リフレッシュ預かり保育や乳児等通園支援事業の実施状況を見ながら、公立幼保連携型認定こども園の機能として本格実施に向けて検討します。

○　原則、公立保育所で行っている既存の特別保育事業及び利用者支援事業は公立幼保連携型認定こども園の役割にかかわらず継続します。

○　災害発生等の緊急時において保育を継続及び在園児以外の子どもの緊急保育等にも対応できるよう、災害の被災地域や風水害・震災等の状況に応じた保育を提供します。

○　災害への備えとしての防災研修を、公立幼保連携型認定こども園が中心に地域で実施していきます。

（３）公立幼保連携型認定こども園設置の効果

○　公立幼保連携型認定こども園では、市立幼稚園と公立保育所の実践と知見を融合した総合的な幼児教育・保育を展開することにより、子どもの発達段階に応じた連続性のある育ちを支え、多様な保護者ニーズに対応した利用を可能にし、子どもに必要な「生きる力の基礎」を培うことが期待されます。

○　加えて、次のような効果も期待できます。
・０歳児から受け入れが可能となることにより、乳児期から小学校就学前まで一貫した質の高い幼児教育・保育を提供できること
・低年齢保育や長時間保育、保護者支援やインクルーシブ教育・保育に関する実践研究を行い、専門的知見や研究成果を他の幼児教育・保育施設に提供することで、市全体の幼児教育・保育の質の向上を図ることができること
・給食の提供や長時間保育、障害児や医療的ケア児の受け入れ等、保護者の多様な利用ニーズに柔軟に対応できること
・地域の子育て支援機能の強化につながること
・保護者の就労状況等が変化しても同じ園を継続して利用できる可能性が高まること
・園児数の増加により、望ましい集団規模で幼児教育・保育を行うことができること
・教職員の施設間異動等を通じて、幼児教育・保育の質向上や人材育成につながること
・教育委員会と子ども青少年局の連携・協働により、幼稚園・保育所・認定こども園に共通する幼児教育・保育方針の推進につながること

（４）【参考】他の政令指定都市の状況

認定こども園を設置している政令指定都市は 10 都市あり、全政令指定都市のうち半数となっています。設置類型としては、幼保連携型が６市、幼稚園型が１市、保育所型が３市となっています。

図表６　公立幼稚園・公立認定こども園の設置状況

		公立幼稚園の設置状況	
		あり	なし
公立認定こども園の設置状況	あり（幼保連携型）	札幌、浜松 堺、岡山	相模原、静岡
	あり（幼稚園型）	大阪	
	あり（保育所型）	新潟、広島	千葉
	なし	仙台、名古屋 京都、神戸 熊本	さいたま 横浜、川崎 北九州、福岡

（注）令和７（2025）年８月本市調査。政令指定都市 20 市。

図表７　公立幼稚園等の定員充足率（令和７（2025）年度）

都市名	公立幼稚園（%）	【参考】 公立認定こども園（%）
札幌	56.2	63.5
仙台	13.3	
新潟	19.5	84.7
浜松	26.3	89.0
名古屋	52.0	
京都	39.8	
大阪	48.8	77.5
堺	54.9	87.9
神戸	24.1	
岡山	35.9	71.0
広島	21.3	76.7
熊本	43.1	

（注）令和７（2025）年８月本市調査。政令指定都市 20 市。

２　幼児教育・保育支援センター（仮称）の設置

（１）趣旨

○　教育委員会は、令和元（2019）年度に幼児教育の質の向上を図る拠点として「幼児教育支援室」を設置し、調査研究、研修、子育て支援等に取り組んできました。一方で、国が示す幼児教育センターの役割である「園・校への支援」について、より多くの施設に広げていくためには、更なる人材育成を行う必要があるといった課題があります。

○　他方で、国の保育施策の方向性が量的拡充から質の向上にシフトされたことを踏まえ、保育の質の向上を図る拠点を整備する必要があります。

○　こうした課題に対応するため、教育委員会と子ども青少年局が連携・協働して「幼児教育支援室」の機能強化を図り、本市の幼児教育・保育の質の向上を図る拠点として「幼児教育・保育支援センター（仮称）」を設置し、全ての子どもたちに質の高い乳幼児期及び幼保小接続期の教育・保育の提供を目指します。

○　名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）の策定を早期に実現させるため、令和９（2027）年度設置を目指していきます。

（２）取組内容

■ア　名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）の策定

今後、本市が目指す幼児教育・保育の姿を明確にし、質の向上に向けた基本的な考えとなる「名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）」について、現在、国で検討されている３要領・指針の改訂（定）を踏まえ、公私幼保の関係団体及び学校関係者が参画して策定します。

■イ　地域への支援

○　エリア支援機能を統括し、市内全域で行われる質の向上を図る取り組みの質の均一化を図り、市全体の質を支えていきます。

○　市立幼稚園等の公開や施設・学校への幼児教育アドバイザー等の派遣に関する企画・調整を行います。

■ウ　人材育成

○　教育委員会と子ども青少年局との研修について整理するとともに、関係団体が実施している研修も含めて調整し、施設類型を問わず幼児教育・保育施設全体の保育者の資質向上を図ります。

○　保育所等の指導監査と連携し、園の運営実態に即した研修を企画するなど民間施設のニーズに応じた知識や技能の習得を図れる研修を企画・立案・実施します。

○　本計画において、全ての幼児教育・保育施設の質の向上のため、新たに設置する幼児教育コーディネーター（仮称）が、派遣園の教育・保育の実態から課題を読み取る力や、公開保育・園内研究会においてファシリテーターを担う力を育成できるよう、研修を実施します。

■エ　調査研究

○　新たに策定する「名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）」の実践状況を含め、市内の幼児教育・保育施設の実態把握に関する調査を実施します。

○　急速に変化する社会状況や多様化する幼児教育・保育ニーズを的確に捉え、「子ども中心の学び」の実現やインクルーシブ教育・保育、保護者支援といった今日的課題に関する調査研究に取り組みます。

○　幼児教育・保育の内容及び指導方法の探究並びに実践研究の推進を通じて、本市における幼児教育・保育のあり方を追求します。

■オ　幼保小連携・接続の促進

○　幼保小接続の研究実績をもとに、公私幼保の関係団体や学校関係者とともに作成した名古屋市版「架け橋期のカリキュラム」を活用し、各幼児教育・保育施設や小学校の創意工夫を促し、架け橋期のコーディネーター等を派遣することにより、活用・実践のフォローアップ体制を整備して、市全体に対して「幼保小の架け橋プログラム」の促進と定着に向けて取り組みます。

○　公開保育・授業や幼児教育・保育施設と学校の交流活動、合同研究会等を支援します。

■カ　情報発信

○　幼児教育・保育支援センター（仮称）のウェブサイトを通して、取り組みの周知や研究成果の資料等を発信します。

○　乳幼児期の発達特性や乳幼児期にふさわしい教育のあり方、家庭での養育の重要性等、対象（子育て層、幼児教育・保育施設等）を明確にした情報発信を行います。関心やニーズに応じた効果的なコンテンツを作成することにより、幼児教育・保育施設での活用や保育者の実践につながるよう、情報発信を強化します。

３　名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）の策定

○　国においては、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園の３施設で「幼児教育を行う施設」として「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共通化が図られ（平成 29（2017）年改訂(定))、現在、更なる改訂(定)に向けた検討が行われています。

○　教育・保育の課題が「量から質」への転換期を迎える中、本市の子どもの育ちを支える質の高い幼児教育・保育を提供していくためには、幼児教育・保育の目指す姿を改めて共有し、質向上に向けた基本的な考え方を明確に示すことが必要となっています。

○　本市ではこれまで、幼稚園については「名古屋市幼稚園教育指針」、保育所については「名古屋市保育ガイドライン」等を策定し、各施設が要領等に基づく教育・保育の実践に取り組んできたところですが、施設類型にかかわらず共通した質の確保（横の連携）と、乳幼児期から学齢期までの連続性の確保（縦の接続）を両輪として、国の３要領・指針等の動向も踏まえ、「名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）」を策定します。

○　本指針については、前述の幼児教育・保育支援センター（仮称）が策定の中心となり、公私幼保の関係団体及び学校関係者が参画して策定します。

４　市立幼稚園の役割の再定義・機能強化

（１）市立幼稚園の今後の役割

○　今後の市立幼稚園は、国の動向や今日的課題を踏まえた教育実践や研究成果を発信することにより、施設類型を問わず全ての幼児教育・保育施設等に還元し、新設する公立幼保連携型認定こども園及び公立保育所とともに、本市全体の幼児教育・保育の充実を図る役割を担います。

○　長年にわたり積み上げてきた研究成果や知識・経験等を活かし、次の役割を担います。
・幼稚園教育要領や「ナゴヤ学びのコンパス」を具現化し、実践研究の成果を他の幼児教育・保育施設へ還元する役割
・幼児教育・保育と小学校教育をつなぐ「架け橋期のカリキュラム」の作成・実施・改善により、幼児教育・保育施設（ヨコ）と小学校（タテ）の結節点としての役割
・子どもの障害の有無や文化的・言語的背景等にかかわらず、一人ひとりに応じた教育を研究・実践し提供する役割
・日々、実践研究を行う経験を積むことで、幼稚園教育要領等を具体化する能力を身に付けた幼児教育の実践者を養成する役割
・市立幼稚園の教育内容や具体的な取り組みを発信し、保護者や地域の理解を高める役割

○　市立幼稚園は、本市の幼児教育・保育の質向上、小学校以降の教育との円滑な接続の推進、全ての幼児に対する質の高い幼児教育の機会の保障、人材育成、情報発信の充実に引き続き取り組みます。

（２）市立幼稚園の機能強化

■ア　幼児教育コーディネーター（仮称）の配置

【趣旨】

幼稚園教諭が幼児教育の現役実践者ならではの視点で、「名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）」の普及啓発を図るとともに、派遣園の実情等を踏まえた具体的な助言・指導を行います。

【主な役割】

○　**幼児教育の学びの場としての市立幼稚園の常時公開**

・保育参観や参加（保育体験）を通して、保育者、小学校教諭、幼児教育・保育を学ぶ学生等に、幼稚園教育要領等を具現化した幼児教育の実際（環境の意味・幼児の読み取り・保育者の援助等）を学ぶ場を常時公開します。

・幼児教育・保育の関係機関や子育て家庭に対して、保育参観等の機会を提供するほか、保護者向けのセミナーの講師を務める等、幼児教育・保育の理念や重要性等について広く普及啓発を図ります。

○　**幼児教育・保育の質の向上に向けた助言**

・幼児教育・保育支援センター（仮称）を通じて、幼児教育・保育施設等からの要望を受け、幼児教育アドバイザーと連携し、定期的な園訪問を行うことで、配慮の必要な子どもへの関わり方を含め、派遣園の実情や教育内容に応じた環境構成の工夫や幼児の実態に即した子どもの支援について具体的な助言を行います。

・園内研究会において、ファシリテーターの役割を担い、幼児理解に基づいた評価・改善につながる助言を行います。

○　**架け橋期のカリキュラムの実践支援**

・小学校入学当初に、子どもたちが学校生活に安心して適応し、主体的な学びに向かえるよう、小学校を訪問し、幼児期の学びや育ちを活かした環境構成のサポートに入る等の支援を行います。

○　**保育実技に関する助言・指導**

・幼児教育・保育支援センター（仮称）と連携し、リズム遊び、表現遊び、絵本の読み聞かせ、劇遊び等の実技研修の講師を務め、保育実技に関する助言・指導を行います。

■イ　預かり保育による子育て支援

○　市立幼稚園における預かり保育は、子育て支援の一環として在園児を対象に行っています。保護者の就労等の事情によらず市立幼稚園の教育を受けることができるよう、令和５（2023）年度から第一幼稚園及び第三幼稚園において、早朝・夕刻の預かり保育時間の拡充を試行実施しました。

○ 試行実施の結果、保護者の生活リズムに合わせて、子どもが安定した生活リズムを形成することができました。

○ 試行実施の結果や小学校の登校時間、トワイライトスクールの開設時間等を踏まえ、市立幼稚園として存続する園において、可能な限り早期に、下記のとおり拡充できるよう関係部署と調整します。また、実践研究園として事例を創出し、他の幼児教育・保育施設に還元していきます。

【通常保育日】 午前８時から教育時間開始まで、教育時間終了後から午後６時まで 【長期休業日】 午前８時から午後６時まで

■ウ　満３歳児の受け入れ

○ 核家族化や少子化の進行により、幼児が集団の中で他者と関わりながら育つ機会が減少する中、幼児期早期における育ちの支援のあり方について検討が求められています。

○ このような状況を踏まえ、安心できる集団生活の場を提供するとともに、満３歳児の教育課程等の実践研究を行うことを目的に、第三幼稚園において受け入れを試行実施しました。

○ 試行実施の結果、安定した環境のもとでの丁寧な関わりにより、幼児の情緒の安定や遊びの広がり、対人関係の育ちが見られるとともに、保護者の不安軽減にもつながることが確認されました。

○ 試行実施の結果を踏まえ、市立幼稚園として存続する複数学級園において、可能な限り早期に、下記のとおり拡充できるよう関係部署と調整します。また、実践研究園として事例を創出し、他の幼児教育・保育施設に還元していきます。

【実施園】 複数学級園 【定員】 １学級　10 人

Ⅳ　市立幼稚園の再編

1　再編の方向性

市立幼稚園は機能強化を図り、今後も本市の幼児教育・保育の充実を図っていきますが、一方で、保育ニーズや社会状況の変化に対応するため、以下の視点を考慮して再編を検討します。

（1）再編における視点

■ア　長期的な視点

今後も、幼児人口の減少や保護者の保育ニーズの増加により、市立幼稚園の園児定員が在園児数を上回る供給過剰が続くと予想されるため、長期的な視点に立って再編を検討します。また、園児定員については、公立幼保連携型認定こども園の新設を見据えて、公立施設の教育環境の均一化を担保する観点から、公立保育所の職員配置基準と同程度に見直すことを検討していきます。

■イ　市立幼稚園の適正規模

多くの子どもにとって幼稚園は初めての集団生活の場であり、教育目標の達成には一定の集団規模の確保が重要です。一方で、保育ニーズの高まり等を背景に市立幼稚園の園児数は減少しており、集団規模の確保が難しい園も生じています。

このため、市立幼稚園が実践研究を継続できるよう、子どもが集団の中で学び合い、育ち合う環境を確保します。

■ウ　市立幼稚園の適正配置

市立幼稚園において長年にわたり積み上げてきた研究成果・知識・経験等を活かし、今後も本市の幼児教育・保育の質の維持・向上を図ることができるよう適正配置をします。

その際、地域の幼児教育・保育施設等との連携や幼保小接続の支援が市内全域で進むよう、地域バランスにも配慮します。

■エ　公立の幼児教育・保育施設の適正規模・適正配置

　長時間保育や０歳からの受け入れ等の多様な保護者ニーズや国の動向への対応、市全体の質向上や人材育成を図るため、子ども青少年局と連携・協働して、市立幼稚園と公立保育所を統合し、公立幼保連携型認定こども園を新設することにより、公立の幼児教育・保育施設の適正規模・適正配置を確保します。

■オ　行財政改革の視点

　再編による行財政改革と市民サービスの向上を両立させ、幼児教育・保育の振興を図ります。

■カ　教育委員会の役割

　幼児期から青年期までの学びの連続性を踏まえた教育の一貫性・連続性を確保する観点から、施設類型を問わず、幼児教育・保育施設における教育に関する指導・助言、人材育成等について、子ども青少年局と連携・協働して行っていきます。

（２）第２期実施計画における再編の方向性

　上記の視点に加え、第２期実施計画期間における実現可能性等の観点から総合的に検討した結果、次の方向性により再編を進めます。

- 幼児人口の減少傾向や保護者の保育ニーズの高まり等を踏まえ、市立幼稚園は一定数閉園します。
- 市立幼稚園において長年にわたり蓄積してきた研究成果・知識・経験等を活かし、本市の幼児教育・保育の質の維持・向上に貢献するため、市立幼稚園は一定数存続させます。
- 子ども青少年局との連携・協働により、公立保育所との統合を行い、公立幼保連携型認定こども園を新設します。
- 公立幼保連携型認定こども園の整備により、０歳児から小学校就学前まで連続・一貫した質の高い幼児教育・保育を提供します。
- 公立施設間での人材交流により、人材育成・資質向上を進め、市全体の幼児教育・保育の質の向上につなげます。

　以上のことから、市立幼稚園は一定数閉園した上で、残る市立幼稚園は「市立幼稚園」と、公立保育所との統合による「公立幼保連携型認定こども園」に再編します。

２　再編対象園の選定

（１）園数について

■ア　存続する市立幼稚園

今後予想される幼児人口推計や市立幼稚園園児数のシェア率、また市域全域において幼児教育を推進できるよう検討した結果、

➤　存続する市立幼稚園は 10 園とします。

■イ　新設する公立幼保連携型認定こども園

公立幼保連携型認定こども園は基幹園の役割を担うことから、計画的に市域全域をカバーできるよう整備を進めていきます。

➤　市立幼稚園と公立保育所の統合により設置する公立幼保連携型認定こども園は５園とします。

■ウ　閉園する市立幼稚園

➤　上記ア及びイから、閉園する市立幼稚園は５園とします。

■エ　公立の幼児教育・保育施設の適正配置

幼児教育の推進や幼保小連携・接続、地域の子育て支援等について、市立幼稚園に配置する幼児教育コーディネーター（仮称）と基幹園となる公立幼保連携型認定こども園が連携・協働し、第２期計画期間においては、市立幼稚園と公立幼保連携型認定こども園で市域全域をカバーします。

（２）選定の考え方

再編対象園は、次の考え方に基づいて選定し、総合的に判断します。

《「基本方針」及び「実施計画」と同様の考え方》

○　適正規模

市立幼稚園は本市の幼児教育のモデルとなる教育実践を行うため、各学年とも複数学級（１園あたり６学級以上）で運営することが望ましいため、単学級園を検討対象とします。

○　園児定員に対する在園児の充足率が低い園

園児が集団生活の中で関わり合い、学び合いながら成長するため、また、幼児教育のモデルとなる実践研究を行うためには、一定の園児数が必要です。そのため、充足率が低い園を再編の検討対象とします。

また、その際には園児数の継続的な傾向を考慮するため、過去３年間の充足率の推移や直近の状況等を踏まえて検討します。

○　私立幼稚園等の就園機会の確保

再編対象となった園の周辺で、幼稚園への就園を希望する方の就園機会が確保されることが必要であることから、近隣に選択可能な私立幼稚園や認定こども園の有無等を基にして検討します。

○　その他考慮すべき事項

再編する園の選定にあたっては、上記の点や市立幼稚園の状況に加え、

・敷地面積や保有教室数等施設面の規模及び建築年数

・市立幼稚園の地域バランス

を考慮して検討します。

《新たに追加する考え方》

○　市全体の幼児教育・保育施設の適正配置

市立幼稚園や公立保育所等の役割や機能を効率的かつ効果的に発揮できるような適正配置を考慮します。

○　統合する市立幼稚園と公立保育所の状況

統合することによって在園児に大きな影響を生じないよう、既存の市立幼稚園と公立保育所の距離や市立幼稚園と公立保育所の施設状況、近隣の保育所等の利用ニーズや周辺環境等を考慮します。

○　市立幼稚園や公立保育所、またその周辺の公共施設の整備計画や方針

市立幼稚園に限らず、公共施設の老朽化が進んでいることから、関係する公共施設の再編や移転、廃止等にかかる整備計画等も考慮します。

（3）対象園

前述の考え方を踏まえ、総合的に判断した結果、対象園は以下のとおりです。

■ア　存続する園

区	幼稚園名
千種	第二
東	第一
西	第三
昭和	吹上
瑞穂	高田
中川	荒子
緑	鳴子
名東	西山台
名東	猪高
天白	植田

■イ　公立保育所と統合し、公立幼保連携型認定こども園へ移行する園

区	幼稚園名	保育園名
東	大幸	砂田橋
北	おりべ	北
中川 （富田支所）	春田	富田第二
守山	二城	守山
緑	大高	大高

※施設整備の状況等により、移行時期が変動する可能性があります。

■ウ　閉園する園

区	幼稚園名
北	楠西
中川	常盤
緑	桶狭間
緑	神の倉
名東	梅森坂

図表８　公立幼児教育・保育施設配置予定図

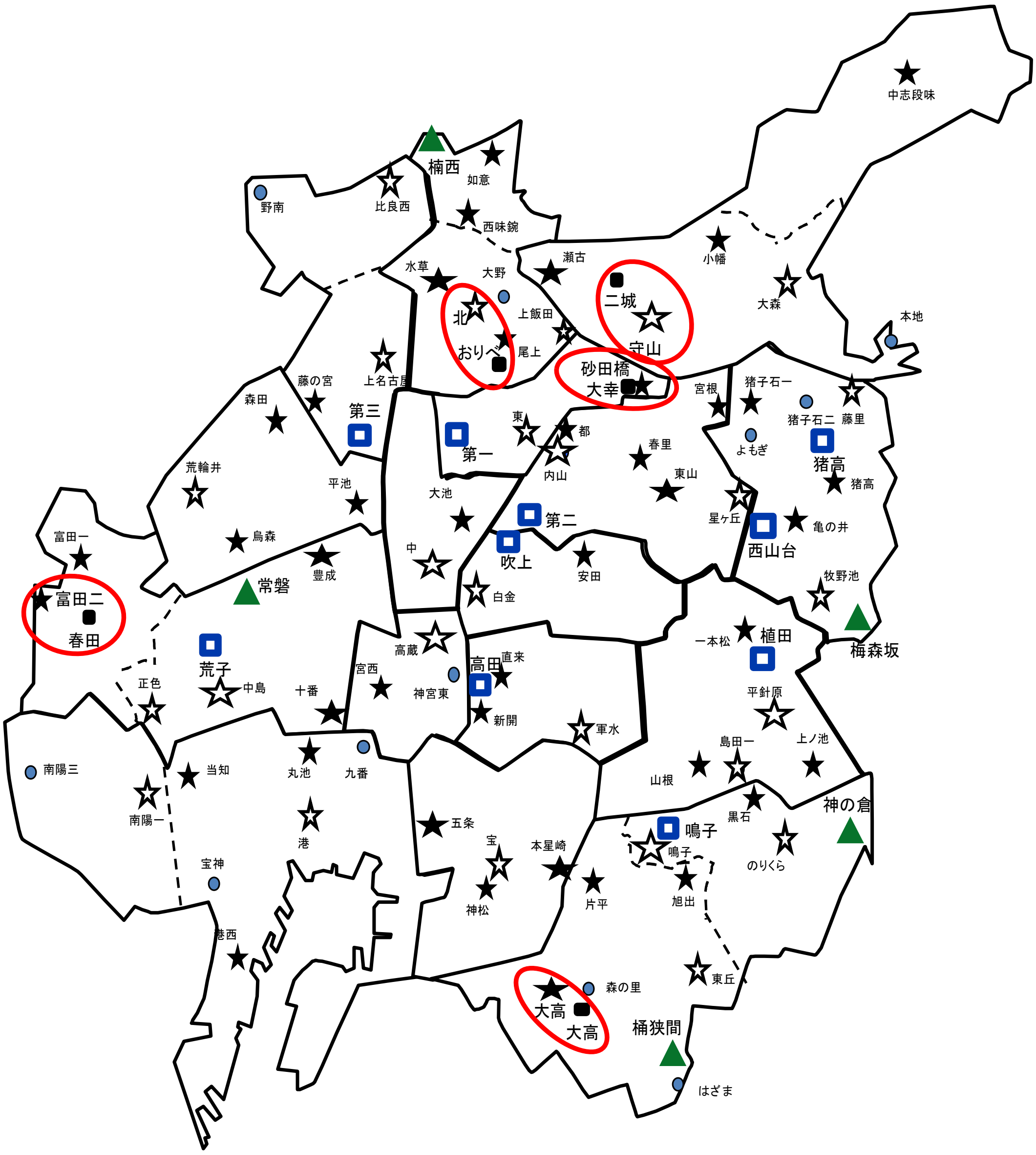

―――：区境

－－－：支所境

□：市立幼稚園（存続）

▲：市立幼稚園（閉園）

■：市立幼稚園（認定こども園へ移行）

○：認定こども園（第2期実施予定）

☆：エリア支援保育所（サポート園）

★：エリア支援保育所（一般園）

●：その他公立保育所

※公立保育所は
　令和9年4月1日予定の配置
※エリア支援保育所は
　令和8年4月1日現在の配置

（4）実施方法・スケジュール

再編にあたり、在園児や保護者に大きな影響が生じないよう、将来的な閉園や移行について周知期間を設けます。

《市立幼稚園》

○　図表９の閉園実施工程に基づき、段階的な募集停止を経て、在園児が全て卒園した時点で閉園します。

○　閉園対象園においては、近隣の幼児教育・保育施設と日常的な交流活動をしたり、一緒に行事を楽しんだりする等、園児の発達に必要な集団での活動の機会を確保していきます。

○　市立幼稚園においては、未就園児遊びの会や園庭開放などにおいて、配慮が必要な子どもへの対応をはじめとする保護者からの相談を受ける機会を設け、相談内容に応じて関係機関を紹介するなど、状況に応じて丁寧に対応します。

図表９　閉園実施工程

園名	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)	R12 年度 (2030)	R13 年度 (2031)
楠　西（北） 桶狭間（緑） 梅森坂（名東）	３歳児の 最終募集	３歳児の 最終入園	４歳児の 最終入園	年度末 閉園	
設置学級	３・４・５歳児	３・４・５歳児	４・５歳児	５歳児	
常　磐（中川） 神の倉（緑）		３歳児の 最終募集	３歳児の 最終入園	４歳児の 最終入園	年度末 閉園
設置学級		３・４・５歳児	３・４・５歳児	４・５歳児	５歳児

《公立幼保連携型認定こども園》

○　施設整備の必要があることから、在園児や保護者への影響や負担ができる限り少なくなる手法を検討し、整備を進めていきます。

○　開園時期や園児募集開始時期等については、決まり次第公表します。

○　幼保連携型認定こども園への移行対象園においては、できる限り早い時期から、互いの幼児教育・保育内容の相互理解を進められるよう、職員同士の交流や研修、在園児同士の交流等を行います。

○　保育計画、指導計画や行事計画等の作成にあたっては、移行対象園が目指す子ども像や育てたい姿について十分に話し合い、教育委員会や子ども青少年局も関わりながら作成します。また、その準備体制の検討を速やかに行うこととします。

○　本計画期間中に移行に向けた運営面や職員の処遇面を含めた各種準備、及び基幹園の機能を果たしていくための施設整備等が必要なことから、計画的に市域全域をカバーできるよう整備を進めていくこととします。

３　閉園後の跡地及び施設の活用

○　閉園後の跡地及び施設については、次のような活用の可能性を視野に入れて検討します。

・公立幼保連携型認定こども園の整備にあたり、在園児が一定期間、安全に園生活を継続できる仮設的な受入場所として活用すること
・施設の老朽化への対応として、幼稚園や保育所等の改修工事を行う際に、在園児が一時的に園生活を送るための代替施設として活用すること
・子どもの居場所づくりや、障害のある子どもへの支援等、地域における課題を踏まえ、子ども関連施設として活用すること

○　これらの活用については、閉園する施設が所在する地域の保育ニーズや、周辺の幼児教育・保育施設の設置状況等を踏まえ、個別に判断します。

○　その結果、子ども関連施設としての活用が困難な場合には、他の公的な活用についても検討します。

○　他の公的な活用が見込まれない場合には、民間活用（売却を含む）について検討し、認定こども園をはじめとする将来の施設整備に要する経費の財源として活用します。

４　第２期実施計画の運用とその検証

○　本計画は、令和９（2027）年度からの10年間を計画期間として行う取り組みや再編について策定していますが、今後の本市の幼児人口の減少、幼児教育・保育ニーズや社会状況の変化等も考えられるため、本計画の実施期間中において、概ね５年を目途に検証し見直しを行います。

○　公立幼保連携型認定こども園については、基幹園としての整備方針や、移行による効果、課題等を比較、検証して市立幼稚園と公立保育所との統合を検討します。

○　本計画期間の終了前に改めて本計画の実施状況を検証し、公立幼児教育・保育施設のあり方を再定義していくとともに、幼保一元化を更に進めていく観点から公立保育所の基本方針・市立幼稚園の実施計画の統合についても検討していきます。

参考資料

1　市立幼稚園の今後のあり方懇談会の開催について

（１）趣旨

学識経験者や幼稚園・保育所関係者等から幅広く意見聴取を行い、市立幼稚園の今後のあり方の検討に活用する。

（２）構成員

（敬称略、50 音順）

氏　名	所属等
相澤　京子	名古屋市高蔵保育園長
伊藤知穂美	名古屋市立第二幼稚園長
上田　敏丈	名古屋市立大学大学院人間文化研究科 教授
河村　　暁	名古屋市私立幼稚園協会 会長
笹口　　真	名古屋市立なごや小学校長
鈴木真知子	名古屋市私立幼稚園ＰＴＡ連合協議会 会長
髙木　良昌	名古屋市立幼稚園ＰＴＡ協議会 会長
津金美智子	名古屋学芸大学ヒューマンケア学部子どもケア学科 教授
(座長)恒川和久	名古屋大学大学院工学研究科 教授
藤岡　省吾	名古屋私立保育連盟 常任顧問・理事
水野めぐみ	名古屋市立春田幼稚園 教諭

（３）開催日程

日　程	主な内容
第１回 令和７（2025）年 ６月９日	・「基本方針」及び「実施計画」の概要や実施状況等 ・市立幼稚園への課題認識や期待すること
第２回 ７月 16 日	・市立幼稚園の役割やあり方
第３回 11 月６日	・第２期実施計画（素案） ・保護者アンケートや政令指定都市調査（結果）
第４回 12 月 15 日	・市立幼稚園再編の考え方や本市幼児教育の目指す姿 ・公立保育所の今後のあり方懇談会について
第５回 令和８（2026）年 ２月 16 日※	・第２期実施計画（案） ・名古屋市公立保育所のあり方に関する基本方針（案）

※名古屋市公立保育所の今後のあり方懇談会と合同開催

２　保護者アンケート

（１）調査の概要

【調査１】０～５歳児の保護者

対 象 者　令和７（2025）年４月１日時点で０歳～５歳児の保護者

調査手法　住民基本台帳より対象者を無作為抽出し郵送発送・ウェブ回答

調査時期　令和７（2025）年８月～９月（３週間）

回 収 数　592 件（対象人数 1,500 人　回収率 39.5%）

主な設問
- 対象者の子どもとその家族について
- 子どもの教育・保育施設への入園について
- 市立幼稚園の今後のあり方について

【調査２】市立幼稚園児の保護者

対 象 者　令和７（2025）年９月１日時点で子どもを市立幼稚園に通わせている保護者

調査手法　全保護者を対象とし連絡ツールで配信・ウェブ回答

調査時期　令和７（2025）年９月（３週間）

回 収 数　750 件（対象人数 1,196 人　回収率 62.7%）

主な設問
- 対象者の子どもとその家族について
- 子どもの教育・保育施設への入園について
- 市立幼稚園の今後のあり方について

参考資料

（２）アンケート結果の比較

Q11　子どもが通っている施設を選んだ理由（主な理由を３つまで選択）

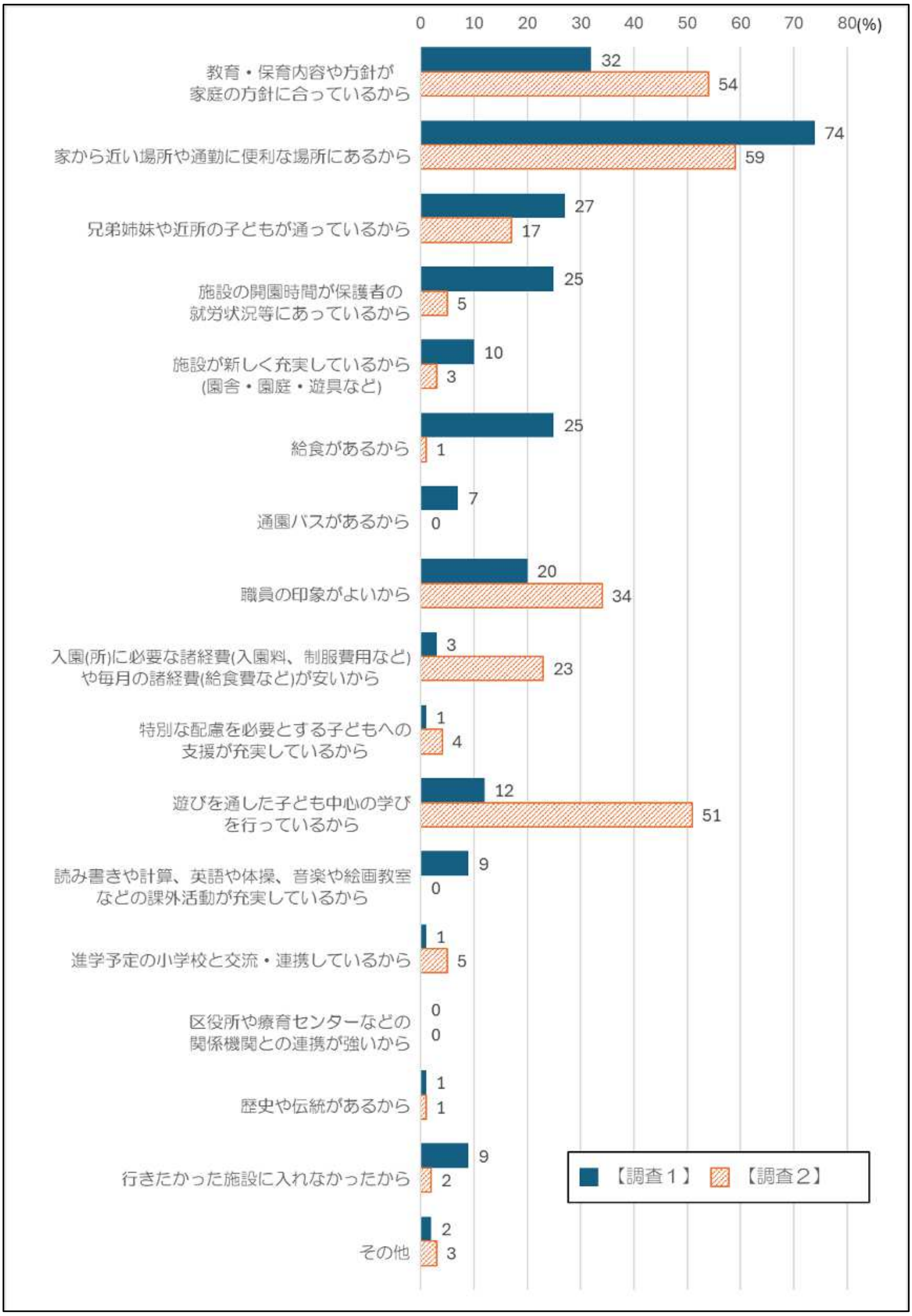

Q16　（施設を利用していない人に対し）今後、教育・保育施設を選ぶ際に重視すること（主なものを３つまで選択）

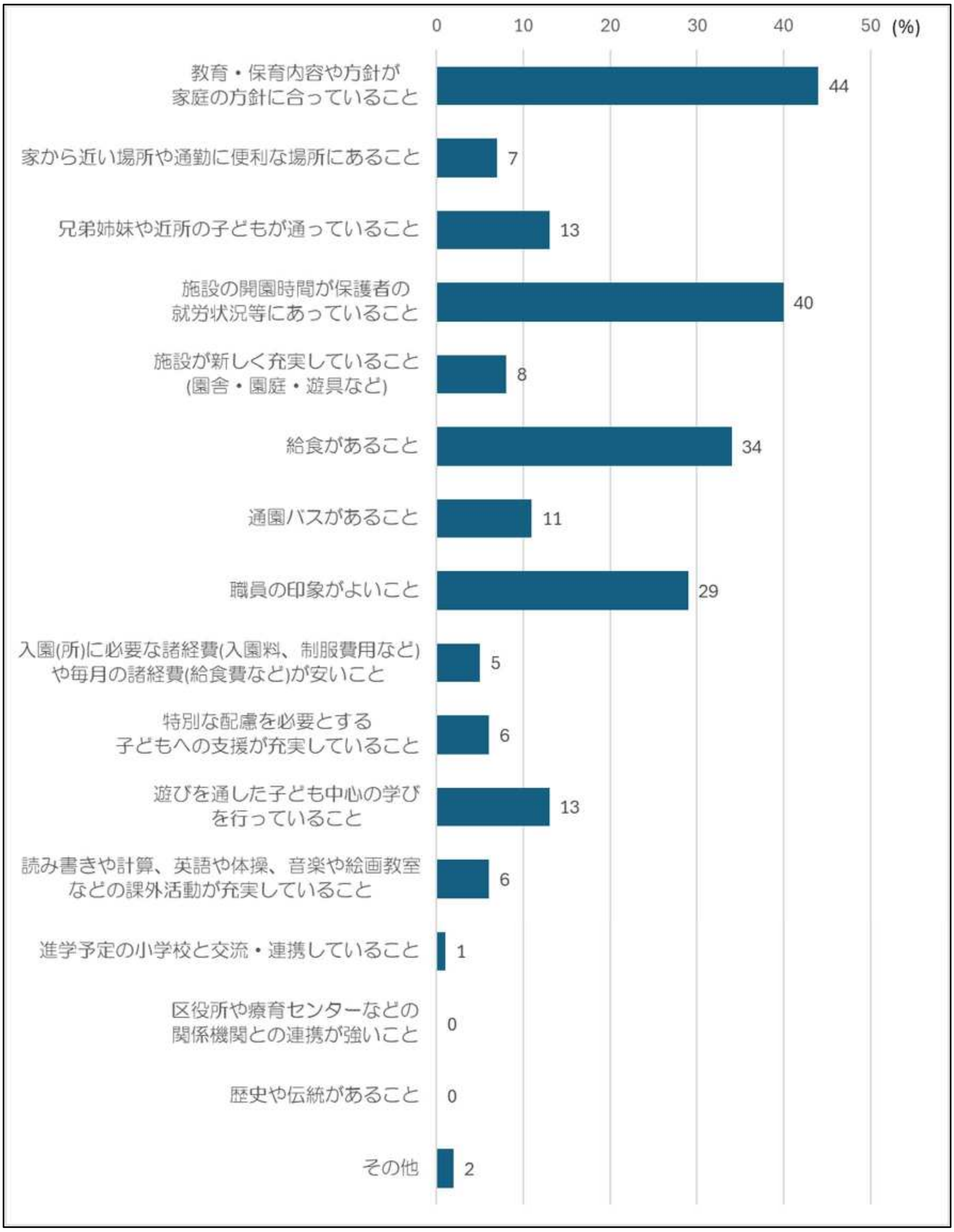

参考資料

Q22　市立幼稚園に今後期待すること

【調査１】

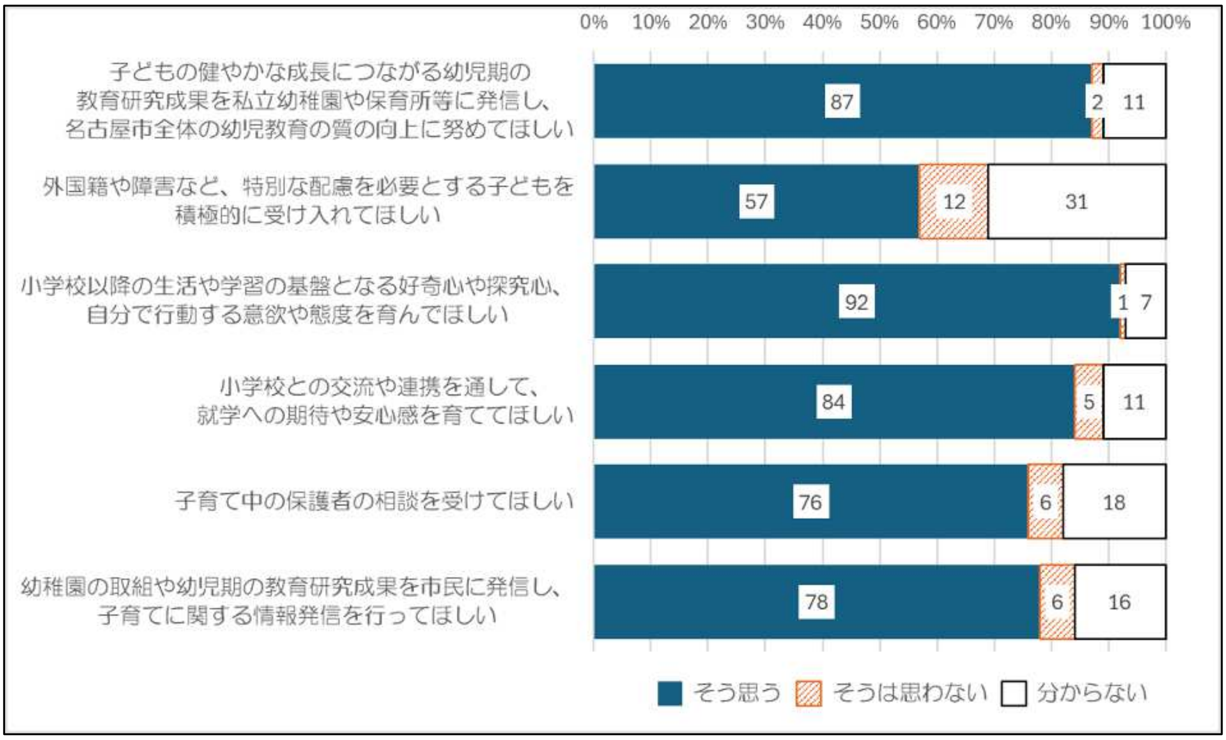

【調査２】

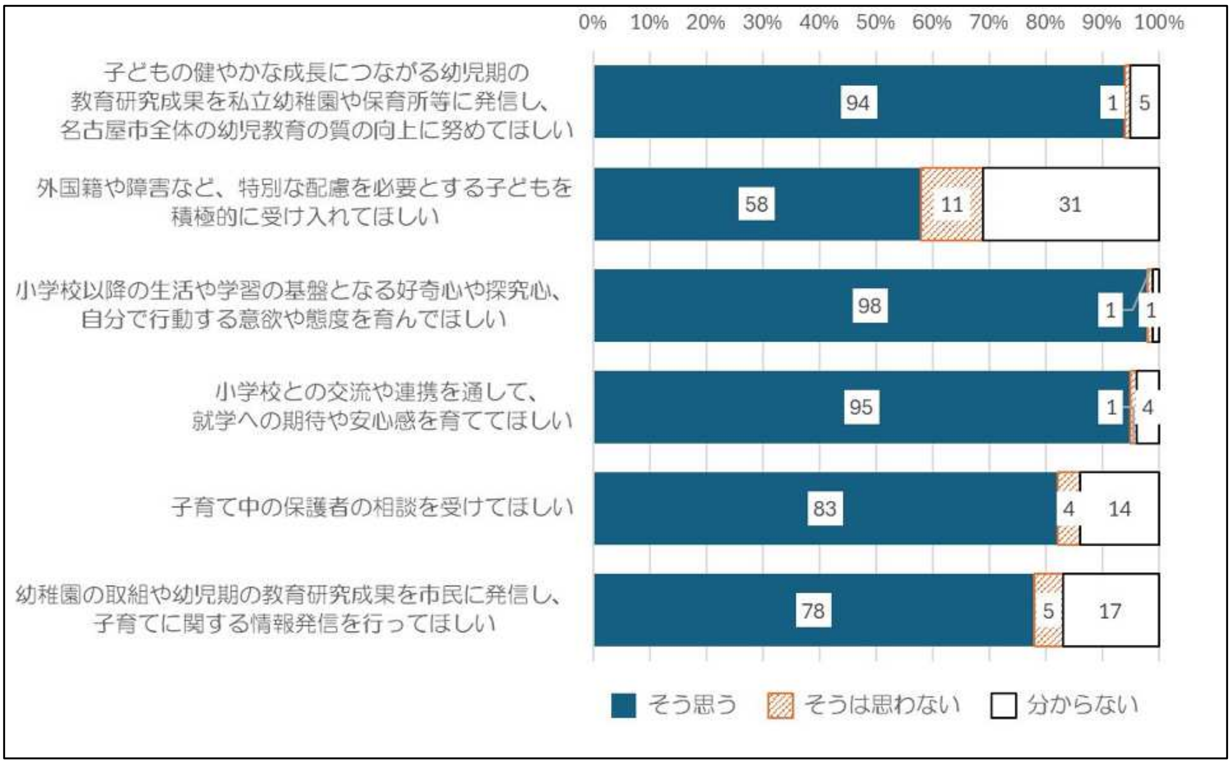

参考資料

Q23　市立幼稚園の今後のあり方について

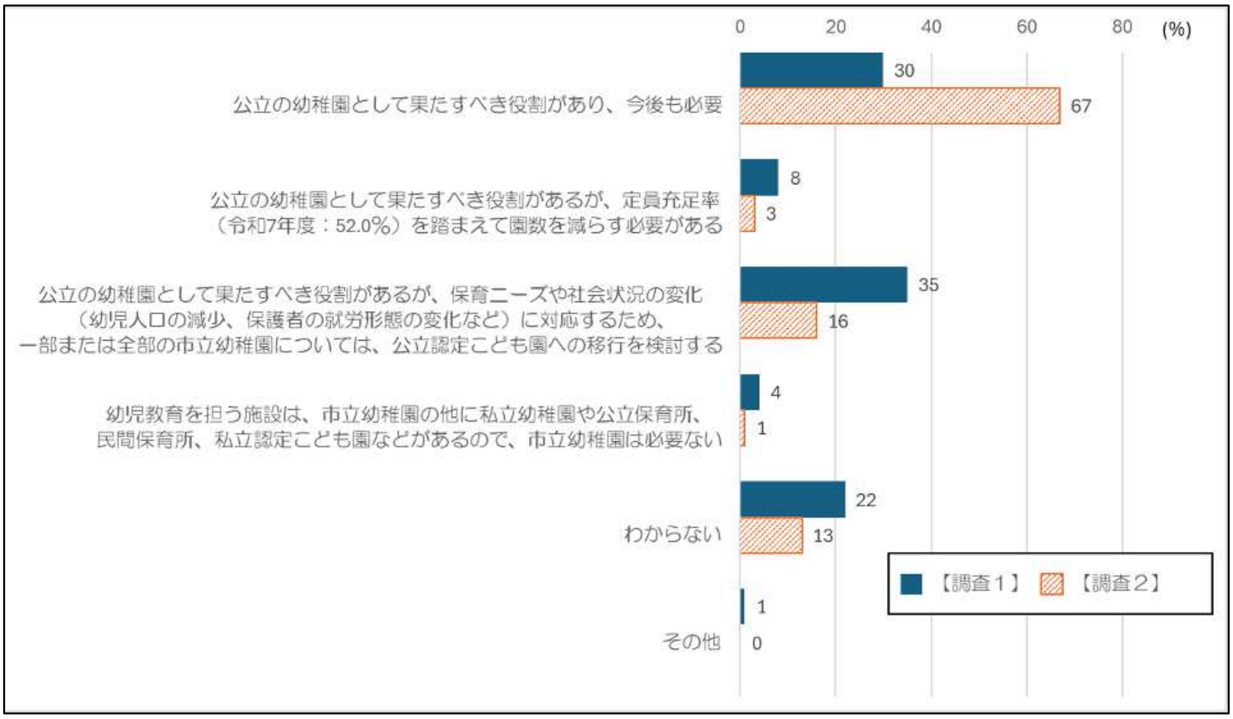

３　用語集

あ行	インクルーシブ教育・保育	障害の有無等にかかわらず、すべての子どもが同じ場で共に学ぶこと
	エリア支援保育所	公立保育所の事業であり、地域における保育の質の向上と子育て支援の充実を図るため、教育・保育施設等の研修をはじめとする事業の企画・調整や関係機関同士のネットワークを構築するためのコーディネート、地域の子育て家庭への支援のための企画・調整等を行うもの
か行	架け橋期のカリキュラム	幼保小※が協働して、期待する子ども像や育みたい資質・能力、園で展開される活動や小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等を明確化したもの ※幼保小：幼稚園・保育所・認定こども園と小学校
	架け橋期のコーディネーター	幼保小の教育に造詣が深く、架け橋期のカリキュラムの実践を統括し、園・小学校への助言や支援等を行う者
は行	育みたい資質・能力	心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとすること (1)知識及び技能の基礎 →豊かな体験を通じて、幼児が自ら感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりすること (2)思考力、判断力、表現力等の基礎 →気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりすること (3)学びに向かう力、人間性等 →心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとすること

や行	「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」	５歳児後半において遊びが深まり、資質・能力が総合的に育成・発揮されている姿を示したもの (1)健康な心と体 (2)自立心 (3)協同性 (4)道徳性・規範意識の芽生え (5)社会生活との関わり (6)思考力の芽生え (7)自然との関わり・生命尊重 (8)数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 (9)言葉による伝え合い (10)豊かな感性と表現
	幼児教育アドバイザー	幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う者
	幼児教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園等就学前の子どもが通う施設

第2期名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画

発行・編集　名古屋市教育委員会事務局総務部教育環境整備課
教育支援部義務教育課
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
【教育環境整備課】電話：052-972-3226
FAX：052-972-4176
【義 務 教 育 課】電話：052-972-3232
FAX：052-972-4177

策定年月　令和8（2026）年　月

Ⅳ 市立幼稚園の再編

◆再編の方向性

・幼児人口の減少傾向や保護者の保育ニーズの高まり等を踏まえ、市立幼稚園は一定数閉園します。
・市立幼稚園において長年にわたり蓄積してきた研究成果や経験等を活かし、本市の幼児教育・保育の質の維持・向上に貢献するため、市立幼稚園は一定数存続させます。
・子ども青少年局との連携・協働により、公立保育所との統合を行い、公立幼保連携型認定こども園を新設します。
・公立幼保連携型認定こども園の整備により、０歳児から小学校就学前まで連続・一貫した質の高い幼児教育・保育を提供します。
・公立施設間での人材交流により、人材育成・資質向上を進め、市全体の幼児教育・保育の質の向上につなげます。

市立幼稚園は一定数閉園した上で、
残る市立幼稚園は「市立幼稚園」と、
公立保育所との統合による
「公立幼保連携型認定こども園」に再編します

・存続する市立幼稚園　➤10園
・新設する幼保連携型認定こども園　➤５園
・閉園する市立幼稚園　➤５園
（楠　西（北区）、常　磐（中川区）、桶狭間（緑区）、神の倉（緑区）、梅森坂（名東区））

区名	幼稚園	保育所
東	大幸	砂田橋
北	おりべ	北
中川（富田支所）	春田	富田第二
守山	二城	守山
緑	大高	大高

第２期実施計画の位置づけ・計画期間・運用

◆位置づけ

本計画は「基本方針」に掲げた今後の市立幼稚園のあり方を実現し運用していくために定めます。
また「ナゴヤ学びのコンパス」等と整合性を図っていくとともに、「名古屋市公立保育所のあり方に関する基本方針」と密に連携し、運用していきます。

◆計画期間

令和９（2027）年度から令和18（2036）年度まで（10 年間）

◆第２期実施計画の運用及び検証

・本計画は、今後10年間に行う取り組みや再編について策定していますが、今後の本市の幼児人口の減少や社会状況の変化等も考えられるため、本計画の実施期間中において、概ね５年を目途に検証し見直しを行います。
・公立幼保連携型認定こども園については、基幹園としての整備方針や、移行による効果、課題等を比較、検証して市立幼稚園と公立保育所との統合を検討します。
・本計画期間の終了前に改めて本計画の実施状況を検証し、公立幼児教育・保育施設のあり方を再定義していくとともに、幼保一元化を更に進めていく観点から公立保育所の基本方針・市立幼稚園の実施計画の統合についても検討していきます。

（案）

第2期
名古屋市立幼稚園の
今後のあり方に関する実施計画
【概要版】

乳幼児期から学齢期までを見通した連続性のある育ちを大切にし、子ども一人ひとりが主体的に遊び、学び、他者と関わりながら成長していく幼児教育・保育を推進するため、機能強化と体制の整備を進めます。

令和８（2026）年　月

名古屋市教育委員会

Ⅰ 幼児教育・保育を取り巻く現状と課題

◆社会環境の変化等

・国において、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園の３要領・指針で幼児期において「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共通化が図られました。
・幼児期からの質の高い教育・保育を充実させることは、子どもの望ましい発達やその後の学びにつながるため、幼児教育の重要性は一層高まっています。
・医療技術の進歩に伴う医療的ケア児の増加や幼児教育と小学校教育の円滑な接続等新たなニーズへの対応が必要です。
・行財政改革の推進や施設の老朽化への対応等の課題に対して、子どもにとって望ましい教育環境を維持しながら、持続可能な幼児教育・保育の提供体制を整えていく必要があります。

◆市立幼稚園の現状・課題

・社会状況や保護者ニーズの変化に十分対応できておらず、全ての園において定員割れの状態が続いています。
・幼稚園における預かり保育事業の実施等、幼稚園に求められる役割は保育所等の役割と重なりつつあります。

Ⅱ 公立幼児教育・保育施設の今後のあり方

◆公立幼児教育・保育施設に求められていること

・本市が目指す幼児教育・保育の姿を明確化します。
・待機児童対策のための受入量の確保から質の向上へ転換します。
・市立幼稚園と公立保育所が連携し、本市の幼児教育・保育の質を向上させる体制を構築します。
・多様化する幼児教育・保育ニーズや今日的課題に対応した施設を整備していきます。

Ⅲ 第２期実施計画における展開

◆公立幼保連携型認定こども園（基幹園）の新設

《趣旨》
・市立幼稚園と公立保育所の統合により、公立の幼保連携型認定こども園を整備します。
・本市が目指す幼児教育・保育を体現し、地域の幼児教育・保育施設の拠点的位置づけとなることで、基幹園としての役割を担います。

《主な役割》
・保育所と幼稚園の機能を一体化し、乳幼児期から小学校就学前まで一貫した質の高い教育・保育を提供します。
・エリア支援機能を移行し、保育の質の向上と子育て支援を強化するとともに、多様なニーズに応えるためインクルーシブ教育・保育の研究・実践を進めます。
・災害発生等の緊急時において、保育の継続等にも対応できるよう、災害の被災地域や風水害・震災等の状況に応じた保育を提供します。

◆幼児教育・保育支援センター（仮称）の設置

《趣旨》
「幼児教育支援室」の機能強化を図り、本市の幼児教育・保育の質の向上を図る拠点として「幼児教育・保育支援センター（仮称）」を設置し、全ての子どもたちに質の高い乳幼児期及び幼保小接続期の教育・保育の提供を目指します。

《取組内容》
・名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）の策定
・地域への支援
・人材育成
・調査研究
・幼保小連携・接続の促進
・情報発信

◆名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）の策定

《趣旨》
子どもの育ちを支える質の高い幼児教育・保育を提供するため、横の連携と縦の接続を両輪として、国の３要領・指針等の動向を踏まえ、本市が目指す幼児教育・保育の姿を明確にし、質の向上に向けた基本的な考え方を示します。

指針は、幼児教育・保育支援センター（仮称）が中心となり、公私幼保の関係団体及び学校関係者が参画して策定します。

◆幼児教育コーディネーター（仮称）の配置

《趣旨》
幼児教育の現役実践者ならではの視点で「名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）」の普及啓発を図るとともに、派遣園の実情を踏まえた実践的な助言・指導を行います。

《主な役割》
・幼児教育の学びの場としての市立幼稚園の常時公開
・幼児教育・保育の質の向上に向けた助言・指導
・架け橋期のカリキュラムの実践支援
・保育実技に関する助言・指導

市立幼稚園の役割の再定義・機能強化

国の動向や今日的課題を踏まえた教育実践や研究成果を発信することにより、施設類型を問わず全ての幼児教育・保育施設に還元し、新設する公立幼保連携型認定こども園及び公立保育所とともに、本市全体の幼児教育・保育の充実を図る役割を担います。

◆機能強化
・幼児教育コーディネーター（仮称）の配置
・預かり保育による子育て支援
・満3歳児の受け入れ

◆引き続き果たす役割
・本市の幼児教育・保育の質の向上
・小学校以降の教育との円滑な接続の推進
・全ての幼児に対する質の高い幼児教育の機会の保障
・人材育成
・情報発信

参考１

第２期名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画（案）に対する市民意見の内容及び市の考え方

「第２期名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画（案)」に対し、貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。いただきましたご意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

なお、ご意見の内容は、趣旨の類似するものはまとめさせていただいたほか、原文を一部要約し、また分割して掲載しておりますので、ご了承ください。

令和８年８月
名　古　屋　市

名古屋市教育委員会事務局
総務部教育環境整備課
電話　０５２（９７２）３２２６
教育支援部義務教育課
電話　０５２（９７２）３２３２

実施結果

ア　実施期間　　令和８年６月１１日（木）から７月１０日（金）

イ　配布場所　　市公式ウェブサイト、区役所情報コーナー、
　　　　　　　　市民情報センター、図書館　など

ウ　提出状況

区分	ロゴフォーム	郵　送	ファクス	電子メール	持　参	合　計
提出者数（人）	２４０	１０	３	１５	１	２６９
件数（件）	５１４	２０	５	４６	４	５８９

エ　意見の内訳

区　　分	件　数
Ⅰ　幼児教育・保育を取り巻く現状と市立幼稚園のこれまでの取り組み	１００
幼児教育・保育を取り巻く現状と課題	０
市立幼稚園のこれまでの取り組み	１００
Ⅱ　公立幼児教育・保育施設の今後のあり方	１５
本市の目指す幼児教育・保育の方向性	４
公立幼児教育・保育施設に求められていること	１１
Ⅲ　第２期実施計画における展開	１４１
公立幼保連携型認定こども園（基幹園）の新設	６９
幼児教育・保育支援センター（仮称）の設置	１６
名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）の策定	４
市立幼稚園の役割の再定義・機能強化	５２
Ⅳ　市立幼稚園の再編	２６６
再編の方向性	１６５
再編対象園の選定	８１
閉園後の跡地及び施設の活用	１４
第２期実施計画の運用とその検証	６
その他	６７
合　　計	５８９

市民意見の内容及び市の考え方

Ⅰ　幼児教育・保育を取り巻く現状と市立幼稚園のこれまでの取り組み

1　幼児教育・保育を取り巻く現状と課題（0 件）

2　市立幼稚園のこれまでの取り組み（100 件）

【市民意見】

○　市立幼稚園では、子どもの主体性を尊重し、遊びを通した学びや一人ひとりに寄り添った教育が実践されており、その教育内容や保育の質を高く評価している。その教育方針や実践は継承すべき貴重な財産だと思う。

○　市立幼稚園は、幼保小接続や地域との連携、幼児教育・保育施設への発信・研究実践などを通じて、名古屋市全体の幼児教育の質の向上に重要な役割を果たしてきた。今後もこれまで培ってきた幼児教育の実践やノウハウを市全体の幼児教育・保育の質向上につなげてほしい。

○　市立幼稚園は、特別な配慮が必要な子どもや外国にルーツを持つ子どもを含め、多様な子どもを受け入れており、公立園が担っているセーフティーネットとしての存続意義がある。

○　保護者同士や地域とのつながり、子育て相談や支え合いの場としての役割を評価している。

○　小学校との連携や就学前教育の充実により、子どもの円滑な小学校生活につながっていると感じている。

○　預かり保育の時間、満３歳児受け入れ、給食、駐車場など、保護者ニーズへの対応が十分でなかったことが園児減少の要因であり、改善を図るべきである。

○　市立幼稚園の魅力や教育内容について十分に周知や広報されておらず、情報発信を強化してほしい。

【市の考え方】

・市立幼稚園では、国の幼稚園教育要領及び本市の学びの基本的な考え方である「ナゴヤ学びのコンパス」を踏まえた実践研究に取り組み、その成果を研修や公開保育を通じて幼児教育・保育施設や小学校に還元することで、市全体の幼児教育の質の向上に寄与してきました。

存続する市立幼稚園においては、国の動向や今日的課題を踏まえた教育実践及び研究成果の発信等に継続して取り組み、今後も本市全体の幼児教育・保育の質の向上に資する役割や機能を持続的に果たしていくとともに、新設する公立幼保連携型認定こども園にも継承していくことで、公立保育所とともに、本市全体の幼児教育・保育の充実を図る役割を担ってまいります。

・特別な配慮を必要とする子どもについては、引き続き市立幼稚園において子ども一人ひとりに応じた教育を実践していくとともに、子ども青少年局と連携して、

市立幼稚園と新たに開設する公立幼保連携型認定こども園、幼児教育・保育支援センター（仮称）等を通じて、公立私立を問わず全ての幼児教育・保育施設の質の向上を図ることにより、より一層市全体として、特別な配慮を必要とする子どもが適切な幼児教育・保育を受けられるように取り組んでまいります。

・市立幼稚園はこれまで、保護者同士の交流や子育て相談、未就園児を対象とした遊びの会や園庭開放、近隣施設との交流等に取り組んでまいりました。今後も引き続き、地域との連携や子育て支援の取り組みに努めてまいります。

・保護者ニーズへの対応については、これまで、預かり保育の日数や実施時間の拡充、早朝・夕刻の預かり保育時間の拡充の試行、満３歳児受け入れの試行等を行ってきました。今後も保護者ニーズへの対応に努めてまいります。

・広報活動については、市立幼稚園の取り組みなどをリーフレットや市ウェブサイトなどで周知しております。また、未就園児遊びの会や園庭開放等において、市立幼稚園の教育内容を知っていただけるよう努めております。今後も市立幼稚園の取り組みについて、さらなる周知に努めてまいります。

Ⅱ　公立幼児教育・保育施設の今後のあり方

１　本市の目指す幼児教育・保育の方向性（4 件）

２　公立幼児教育・保育施設に求められていること（11 件）

【市民意見】

○　市立幼稚園、保育所、認定こども園などの施設類型にかかわらず、すべての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けられる環境づくりを期待する。

○　幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であるため、公立幼児教育・保育施設は、営利目的に左右されない教育・保育の質の確保や、子どもの最善の利益を第一に考え、一人ひとりの育ちや主体性を大切にする質の高い教育・保育を引き続き提供するとともに、幼保小接続や「ナゴヤ学びのコンパス」の実現を担う拠点としての役割を期待する。

○　教育委員会と子ども青少年局が連携し、質の高い幼児教育・保育を市全体へ広げる取り組みを推進してほしい。

○　今後は認定こども園をはじめとした公立施設が幼児教育を担う役割も一層大きくなるため、市立幼稚園の教育の本質を整理し、制度として継承する仕組みを構築してほしい。

○　教育委員会が中心となって幼児教育・保育の方向性を示し、教育の質の確保や教職員の育成、幼保小接続の推進を行ってほしい。

【市の考え方】
・本計画案では、本市全体の幼児教育・保育の質を向上させていくため、市立幼稚園と公立保育所がそれぞれの専門性やこれまでの実践を生かしながら連携し、公立幼保連携型認定こども園の設置、幼児教育・保育支援センター（仮称）の設置、幼児教育コーディネーター（仮称）による支援など、必要な機能の充実・整備を進めてまいります。

・公立幼保連携型認定こども園を新たに設置することにより、市立幼稚園と公立保育所がこれまでに培ってきた実践や知見を融合し、本市が目指す幼児教育・保育の考え方を具体的な実践として示すことで、市全体の質の向上に寄与してまいります。

Ⅲ　第２期実施計画における展開

１　公立幼保連携型認定こども園（基幹園）の新設（69 件）

【市民意見】
○　公立幼保連携型認定こども園の設置については、少子化や保育ニーズの高まりを踏まえ、必要な取り組みとして期待する。
○　認定こども園への移行にあたっては、市立幼稚園が培ってきた「子ども中心の学び」や遊びを通した学び、幼保小接続などの教育実践を確実に継承してほしい。
○　認定こども園でも市立幼稚園が培ってきた質の高い幼児教育や研究実践、幼保小接続などの役割を維持・継承してほしい。
○　認定こども園に移行した場合も、教育委員会が継続的に関与し、教育の質や幼保小接続の取り組みを維持してほしい。
○　幼稚園と保育園それぞれの強みや専門性を生かし、地域や市全体のモデルとなる質の高い教育・保育を提供してほしい。
○　園庭や自然環境、遊具、地域とのつながりなど、市立幼稚園の特色ある教育環境を可能な限り活用し継承してほしい。
○　災害の備えとしての役割からも安心・安全な施設環境として将来性のある建物をつくってほしい。
○　保育者の研修や研究の機会、教育・保育の振り返りの時間を確保し、教育・保育の質の向上につなげてほしい。
○　保育教諭の給与や勤務条件、人事異動、身分保障などについて不利益が生じないよう配慮してほしい。

【市の考え方】
・公立幼保連携型認定こども園は、市立幼稚園と公立保育所双方の実践と知見を融合した総合的な幼児教育・保育を一体的に提供することを目的としています。市

立幼稚園が培ってきた幼児教育の理念、国の動向や今日的課題を踏まえた教育実践については、認定こども園においても継承し、より一層質の高い幼児教育・保育の実現に取り組んでまいります。

・質の高い幼児教育・保育を提供するため、職員の資質向上を図るとともに、適切な職員配置や働きやすい環境づくりに努めてまいります。

2　幼児教育・保育支援センター（仮称）の設置（16 件）

【市民意見】

○　市立幼稚園が長年培ってきた教育実践や研究成果、特別な配慮を必要とする子どもへの対応やインクルーシブ教育・保育の取り組みを市全体へ広げる拠点となるとともに、保育者の研修や研究、人材育成を充実させ、市全体の幼児教育・保育の質向上を図ることに期待する。

○　教育委員会が主体となり、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を一体的・継続的に推進してほしい。

○　教育委員会と子ども青少年局が連携し、それぞれの知見や専門性を生かせる組織体制を構築し、「ナゴヤ学びのコンパス」の考え方や子ども中心の学びを、施設類型を超えて普及・推進してほしい。

○　保護者や地域に対して幼児教育の理念や価値を分かりやすく発信し、教育内容への理解を深める取り組みを進めてほしい。

○　幼児教育・保育支援センター（仮称）の役割や成果が分かるよう、具体的な目標や成果検証の仕組みを示してほしい。

【市の考え方】

・市立幼稚園が長年培ってきた教育実践や研究成果、幼保小接続の取り組みを発信していくことが、市全体の幼児教育・保育の質の向上につなげるために重要であると考えています。

・本計画案では、教育委員会と子ども青少年局が連携・協働し、現在の「幼児教育支援室」の機能強化を図り、「幼児教育・保育支援センター（仮称）」を設置し、全ての子どもたちに質の高い乳幼児期および幼保小接続期の教育・保育の提供を目指してまいります。

・幼児教育・保育支援センター（仮称）の取り組みについては、「名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）」の実践状況を含め、市内の幼児教育・保育施設の実態把握に関する調査を行うことにより、効果的な事業の推進に努めてまいります。

３　名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）の策定（4 件）

【市民意見】

○　指針が形だけのものにならないよう周知するとともに、研修体制やカリキュラム管理、教育内容の検証など実効性のある運用を行ってほしい。

○　名古屋市の幼児教育・保育の理念や質の高い実践を市全体へ広げ、将来にわたって継承するための指針としてほしい。

【市の考え方】

・施設類型にかかわらず共通した質の確保と、乳幼児期から学齢期までの連続性の確保を図るため、「名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）」を策定します。指針は、本市が目指す幼児教育・保育の姿や質の向上に向けた基本的な考え方を示すものであり、公私幼保の関係団体や学校関係者の参画のもと策定を進めます。あわせて、幼児教育・保育支援センター（仮称）を中心に、研修や施設への支援、調査研究等を通じて指針の普及と実践を図り、本市全体の幼児教育・保育の質の向上につなげてまいります。

４　市立幼稚園の役割の再定義・機能強化（52 件）

【市民意見】

○　市立幼稚園がこれまで培ってきた「子ども中心の学び」や遊びを通した学び、幼保小接続の実践を今後も継承し、市全体の幼児教育・保育の質向上に生かしてほしい。

○　市立幼稚園は、幼児教育の実践研究や教職員育成、幼保小接続、特別な配慮が必要な子どもの受け入れなど、公立施設ならではの役割を引き続き果たしてほしい。

○　市立幼稚園や認定こども園については、教育委員会が継続して関与し、教育の質や幼保小接続を担保してほしい。

○　教員の配置や職員体制の充実、研修・研究機会の確保など、質の高い幼児教育を支える環境整備を進めてほしい。

○　幼児教育コーディネーター（仮称）については、市全体の教育・保育の質向上や実践支援、人材育成につながるよう運用してほしい。

○　働く家庭も市立幼稚園を利用しやすくなるよう、預かり保育の時間拡充や全園展開を進めてほしい。

○　満３歳児の受け入れ拡充を進めるとともに、必要な人員配置や環境整備を十分に行ってほしい。

○　保護者の負担を減らすため、バス送迎及び給食を導入してほしい。

【市の考え方】

・市立幼稚園は、引き続き幼児教育を取り巻く今日的な課題への対応など、幼児教

育の実践に取り組み、研究、発信を行うことにより、施設類型を問わず全ての幼児教育・保育施設等に還元し、公立幼保連携型認定こども園及び公立保育所とともに、本市全体の幼児教育・保育の充実及び質向上を図ってまいります。

・今後は、存続する市立幼稚園において、可能な限り早期に預かり保育時間の拡充及び複数学級園における満３歳児受け入れの拡充ができるよう関係部署と調整してまいります。

・特別な配慮が必要な子どもの受け入れに関して、多くのご意見やご要望をいただいたことを踏まえ、幼児教育コーディネーター（仮称）の役割として、幼稚園教諭の知見や経験を活かし、配慮の必要な子どもへの関わり方を含め、派遣園の実情等を踏まえた具体的な助言や指導を行うことを、本計画案に追記してまいります。

・給食及び通園バスについては、費用面や施設面などから導入は難しいと考えております。

Ⅳ　市立幼稚園の再編

１　再編の方向性（165 件）

２　再編対象園の選定（81 件）

【市民意見（再編総論）】

○　今の社会情勢や保護者ニーズを踏まえ再編の必要性について理解する。

○　子ども中心の学びを幼児期から青年期まで考えたとき、市立幼稚園が行なっている幼児教育は、小学校以降の教育の大きな土台になっているため、閉園により、今後の質の高い幼児教育の衰退につながる懸念がある。

○　行財政改革や財政効率だけを優先するのではなく、将来を担う子どもへの投資として、子どもの育ちや幼児教育の充実を重視してほしい。

○　市立幼稚園が実践してきた遊びを通した学びや子ども主体の教育、幼保小接続を高く評価しているため、閉園対象園の見直しや存続を求める。

○　閉園対象園が担ってきた子育て支援、地域交流、防災拠点としての役割を評価しており、継続を求める。

○　市立幼稚園５園の閉園に反対する。市立幼稚園の幼児教育は素晴らしく、在園児数だけで判断して減らすべきではない。

○　存続する市立幼稚園及び新設する公立幼保連携型認定こども園の配置に偏りがあるため、地域によって教育機会の格差が生まれるのではないか。

○　閉園や統合を進める前に、地域の実情や将来の人口動向、周辺開発の影響などを十分考慮し、再検討してほしい。

○　園児数や定員充足率のみで判断するのではなく、少人数ならではの一人ひとりの子どもに寄り添った教育や、地域とのつながりを大切にした教育なども考慮してほしい。

○　市立幼稚園を閉園するのではなく、認定こども園にしてほしい。

○　統合や再編に伴う保護者や子ども、職員への影響に十分配慮し、現場や保護者の意見を丁寧に反映してほしい。

【市の考え方（再編総論）】

・本計画案は、幼児人口や保護者ニーズの変化などに対応し、中長期的な視点に立って、市立幼稚園が今後も本市全体の幼児教育・保育の質の向上に資する役割や機能を持続的に果たしていくことができるよう、その配置と機能を再構築するものです。具体的には、市立幼稚園の再編と併せて、公立幼保連携型認定こども園の設置、幼児教育・保育支援センター（仮称）の設置、幼児教育コーディネーター（仮称）による支援など、機能の充実・整備を進めることとしています。これらの施策によって、市立幼稚園がこれまで培ってきた専門性を本市全体の幼児教育・保育の質の向上につなげることを目指しています。

・幼児教育の推進については、市立幼稚園に配置する幼児教育コーディネーター（仮称）と公立幼保連携型認定こども園が連携・協働し、市立幼稚園と公立幼保連携型認定こども園で市域全域をカバーします。

・市立幼稚園は、国の動向や今日的課題を踏まえた教育実践を行うため、子どもは集団の中で多様な人との関わりを持ち、学び合い、育ち合いながら成長することが可能な規模という教育的観点から、各学年ともできるだけ複数学級で運営することが望ましいため、単学級で運営している園を再編の検討対象とし、本計画案29ページ「２　再編対象園の選定」に掲載する事項を総合的に勘案し、存続する園、幼保連携型認定こども園へ移行する園及び閉園する園を選定しました。

・再編により、幼児教育の知識・経験を備えた幼稚園教諭を、幼児教育・保育支援センター（仮称）や幼児教育コーディネーター（仮称）、公立幼保連携型認定こども園に配置し、市内幼児教育・保育施設への支援体制の整備や充実を図っていきます。

・公立保育所との統合により新設する公立幼保連携型認定こども園については、基幹園の役割を担い、また 10 年の計画期間内に整備すること等を検討し、５園としました。対象園の選定においては、定員充足率、園舎の整備にかかる諸条件、近隣の教育・保育施設の状況等を総合的に勘案しました。

・本計画案の推進にあたっては、保護者や関係者への丁寧な説明と情報提供に努め

てまいります。

【市民意見（公立幼保連携型認定こども園）】

○　認定こども園の設置に期待する。

○　今の世の中、共働きが当たり前であり、ひとり親家庭も増えてきているため、これからの時代には認定こども園のような園の形態が必要である。

○　市立幼稚園５園の認定こども園移行に反対する。教育の質を担保するために、市立幼稚園のまま残してほしい。

○　認定こども園への移行にあたっては、市立幼稚園の教育理念や教育環境を継承するとともに、教育の質や教職員の専門性が損なわれないようにしてほしい。

○　認定こども園の設置場所については、市立幼稚園が有する芝生の園庭や樹木、ビオトープなど、子どもの育ちに寄与してきた教育環境や自然環境を可能な限り保存・活用し、また小学校との近接性などを生かした整備をしてほしい。

○　認定こども園の教育・保育内容や施設整備、運営方法、移行スケジュールなどについて、具体的な内容を示してほしい。

○　統合する施設同士の距離が離れているため、現在通っている施設ではない場所で統合された場合、保護者の送迎の負担が増加するのではないか。

○　認定こども園の教職員の配置や処遇、勤務環境に配慮するとともに、移行準備や統合に伴う現場負担を軽減してほしい。

○　認定こども園への移行にあたっては、幼稚園教諭と保育士がお互いの専門性を尊重しながら連携できる体制を整備し、十分な準備期間や人員配置、研修体制を確保してほしい。

【市の考え方（公立幼保連携型認定こども園）】

・公立幼保連携型認定こども園は、市立幼稚園と公立保育所双方の実践と知見を融合した総合的な幼児教育・保育を一体的に提供することを目的としています。市立幼稚園が培ってきた幼児教育の理念、国の動向や今日的課題を踏まえた教育実践については、認定こども園においても継承し、より一層質の高い幼児教育・保育の実現に取り組んでまいります。

・認定こども園の施設整備や運営にあたっては、子どもの育ちや学びを第一に考えるとともに、保護者の利便性にも配慮しながら、充実した教育・保育環境の整備に取り組んでまいります。

・質の高い幼児教育・保育を提供するため、職員の資質向上を図るとともに、適切な職員配置や働きやすい環境づくりに努めてまいります。

【市民意見（閉園）】

○　閉園対象５園の閉園時期に差があるのは不公平ではないか。令和 12 年度末閉園

の３園の閉園時期を１年後ろ倒しにできないか。

○　閉園により下のきょうだいを入園させることができなくなる。

○　閉園によりきょうだいが別々の園に通うことになり、保護者の送迎の負担が増加するのではないか。

○　市立幼稚園が実践してきた特別な配慮を必要とする子どもや外国にルーツを持つ子どもの受け入れなどの役割を高く評価しているため、閉園対象園の見直しや存続を求める。

○　閉園や統合を進める前に、預かり保育の拡充、満３歳児の受け入れ、給食、情報発信の強化など利用促進策の効果を十分に検証してほしい。

○　再編後も地域ごとの教育機会や通園環境に配慮し、通園バスを導入するなど市立幼稚園や認定こども園へのアクセスを確保してほしい。

【市の考え方（閉園）】

・閉園時期については、地域への影響を分散する観点から、同じ地域において複数の園が同一年度に閉園することがないようにしました。また、計画期間中に新たな施策を展開していくために、本計画案の閉園実施工程が適切と考えております。

・閉園にあたり、在園児については卒園まで在籍することができるよう、段階的に園児募集を停止することとしています。また、令和８年度の在園児と同時通園する可能性のあるきょうだい児（令和８年度時点２歳児、１歳児）についても、別々の園に送迎することが生じないよう閉園の時期を設定しています。

・特別な配慮を必要とする子どもについては、子ども青少年局と連携して、市立幼稚園と新たに開設する公立幼保連携型認定こども園、幼児教育・保育支援センター（仮称）等を通じて、公立私立を問わず全ての幼児教育・保育施設の質の向上を図ることにより、より一層市全体として、特別な配慮を必要とする子どもが適切な幼児教育・保育を受けられるように取り組んでまいります。
特に、特別な配慮が必要な子どもの受け入れに関して、多くのご意見やご要望をいただいたことを踏まえ、市立幼稚園において、未就園児遊びの会や園庭開放などにおいて、保護者からの相談を受ける機会を設け、相談内容に応じて関係機関を紹介するなど、状況に応じて丁寧に対応していくことを計画案に追記してまいります。

・これまで、預かり保育の日数や実施時間の拡充、早朝・夕刻の預かり保育時間の拡充の試行、満３歳児受け入れの試行等を行ってきました。
本計画案では、存続する市立幼稚園において、可能な限り早期に保育時間の拡充及び複数学級園における満３歳児受け入れの拡充ができるよう関係部署と調整してまいります。

・通園バスについては、費用面などから導入は難しいと考えております。

３　閉園後の跡地及び施設の活用（14 件）

【市民意見】

○　閉園後の施設や跡地については、跡地の売却や民間活用を前提とするのではなく、児童館、子育て支援施設、療育・発達支援施設、地域交流施設、卒園児や地域の子どもたちが集い、地域とのつながりや思い出を継承できる場所など、子どもや地域のための公共的な施設として活用してほしい。

○　将来の人口動向や子育て世帯の増加可能性も踏まえ、公共的な土地として維持・活用することを検討してほしい。

○　閉園後の跡地活用の検討にあたっては、地域住民、保護者、卒園児等の意見を反映する機会を設けるとともに、早い段階で具体的な方向性やスケジュールを示し、丁寧に説明してほしい。

【市の考え方】

・再編に伴う跡地及び施設の活用については、本計画案に掲載しているように、子ども関連施設として活用することを視野に入れており、今後当該地域での保育ニーズや周辺の幼児教育・保育施設の設置状況に留意して活用方法を判断してまいります。

４　第２期実施計画の運用とその検証（6 件）

【市民意見】

○　計画の実施後は、教育・保育の質や利用状況、保護者満足度などの認定こども園の運営効果や課題を継続的に検証し、その結果や対応方針を市民に分かりやすく公表してほしい。

○　検証にあたっては、園児数や定員充足率だけでなく、①認定こども園移行の効果、幼保小接続・連携の推進状況、幼児教育コーディネーター（仮称）の活動成果、預かり保育拡充の効果、教育実践の普及状況など、事前に検証項目を定めて、どの施策がどの課題に有効だったのか、②市全体の幼児教育・保育の質向上につながっているか、③市立幼稚園の教育的価値や地域における役割もふまえて検証してほしい。

【市の考え方】

・計画の運用については、幼児人口や保育ニーズ、社会状況などの変化、認定こども園の課題等の変化を踏まえ、検証し見直しを行ってまいります。

その他（67 件）

【市民意見】
○　計画の進め方が拙速である。十分な説明を行った上で進めるべきである。
○　幼稚園教諭の身分保障や処遇の配慮、人員配置、研修機会の確保など、教育職員が専門性を発揮できる環境を整備してほしい。

【市の考え方】
・本計画案の策定にあたっては、令和７年度に「市立幼稚園の今後のあり方懇談会」を開催し、有識者のご意見を伺いながら検討を進めてまいりました。その後、令和８年３月に教育委員会で協議し、５月の名古屋市会教育子ども委員会での所管事務調査を経て、再編対象園において保護者説明会を開催し、丁寧な説明に努めてまいりました。

・質の高い幼児教育・保育を提供するため、職員の資質向上を図るとともに、適切な職員配置や働きやすい環境づくりに努めてまいります。

参考２

第２期幼稚園実施計画（案）にかかる保護者説明会の開催について

１　開催実績

日時	幼稚園名	再編区分
５月１５日(金) ９：１５～	常磐幼稚園（中川区）	閉園
５月１８日(月) ９：１５～	桶狭間幼稚園（１回目）(緑区)	閉園
５月２０日(水) ９：１５～	梅森坂幼稚園（名東区）	閉園
５月２２日(金) ９：１５～	神の倉幼稚園（緑区）	閉園
５月２６日(火) ９：１５～	楠西幼稚園（北区）	閉園
５月２９日(金) ９：１０～	大幸幼稚園（東区）	認定こども園へ移行
６月　１日(月) ９：１５～	春田幼稚園（中川区）	認定こども園へ移行
６月　２日(火) ９：１５～	桶狭間幼稚園（２回目）(緑区)	閉園
６月　８日(月) ９：１５～	二城幼稚園（守山区）	認定こども園へ移行
６月　９日(火) ９：１５～	大高幼稚園（緑区）	認定こども園へ移行
６月１０日(水) ９：１５～	おりべ幼稚園（北区）	認定こども園へ移行

２　保護者説明会での主な意見

（１）計画策定過程や説明に関する意見
・対象園の選定理由や判断基準の説明が不十分なため、より丁寧な説明をしてほしい。
・説明会から策定までの期間が短く、十分な検討時間がないまま進められているため、保護者や地域の意見等の反映してほしい。

（２）計画案の再検討を求める意見
・閉園の見直しや閉園時期の延期を求める。
・広報や園児募集の強化等を実施した上で改めて再編案を検証してほしい。
・閉園ではなく、認定こども園移行など他の手法も含めて検討してほしい。
・認定こども園移行ではなく、現行の教育環境を維持した形で存続させてほしい。

（３）市立幼稚園の教育的価値を評価する意見
・少人数によるきめ細かな保育や一人ひとりの子どもに応じた支援について
・発達支援やインクルーシブ教育の実践について
・自然環境を活用した教育活動・幼小連携・地域とのつながりについて

（４）園児数減少対策等に関する意見
・園児数減少の要因分析し、利用促進策や魅力発信などの広報や情報発信の強化を求める。
・預かり保育等制度を充実してほしい。

（５）再編に伴う不安や懸念
・通園距離や送迎負担、きょうだい通園への影響に関する不安
・閉園後の受入先確保に関する不安
・認定こども園移行に向けた工事や施設整備期間中の影響

第２期幼稚園実施計画（案）にかかる署名提出について

1　常磐幼稚園の署名提出

提　出　日　令和8年7月30日(木)

提 出 筆 数　1,728 筆

署 名 用 紙　別添参照

2　3園(楠西･神の倉･梅森坂)の署名提出

提　出　日　令和8年7月31日(金)

提 出 筆 数　5,969 筆

署 名 用 紙　別添参照

(参考)桶狭間幼稚園の署名は名古屋市議会へ提出された

請願提出日　令和 8 年 6 月16日(火)

提 出 筆 数　2,194 筆(名古屋市議会への請願書提出の際に添付)

請　願　書　別添参照

名古屋市長　殿

名古屋市教育委員会教育長　殿

常磐幼稚園の閉園案の撤回を求める請願署名

～公的幼児教育の場を奪わないでください～

常磐幼稚園は長年にわたり地域の子どもたちを温かく見守り続けてきた歴史があります。遊びの中で学ぶ力や生きる力の『器』を作ってきたかけがえのない幼稚園です。家庭の経済状況や背景、国際、食物アレルギー、身体的・発達的に特性がある等を理由に私立幼稚園の入園を断られてしまう子どもたちにも、幅広く門戸を開き、全ての子どもに平等に教育を保証し多様な家庭を支える学びのセーフティーネットとして、地域に欠かせない役割を果たしています。

令和８年４月２０日に教育委員会から発表された「第２期名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画（案）」において、突然に常磐幼稚園の閉園案が示されました。常磐幼稚園に通う在園児と保護者や、園で働く先生方、卒園したOB・OGとその父母を含めて大変な動揺が広がっています。常磐幼稚園が閉園となったら、子どもたちは大きな環境の変化を強いられます。また、支援を必要とする家庭ほど深刻な影響を受けます。それは地域全体の子育て環境の低下にも繋がり、不安と負担が生まれます。さらに、常磐幼稚園は小学校と併設されているという大きな特徴があります。子どもたちは日頃から小学校という環境を身近に感じながら過ごすことで就学への不安を和らげ安心して次のステップへ進むことができる環境は、併設園だからこそ実現できる貴重な教育環境です。このような幼小連携の場を失うことは、子どもたちだけではなく、地域全体にとっても大きな損失であると考えます。閉園の結論ありきで拙速な判断をし、保護者や地域に対してもまともな説明も為されないまま閉園が決定されることは大変不誠実であり、到底受け入れることはできません。私たちは、この大切な場所を守りたい。そして、これから先の子どもたちにも、常磐幼稚園という温かい居場所を残したいと心から願っているので、閉園案の撤回を求めます。

請願事項　**常磐幼稚園の閉園案を撤回してください**

※氏名・住所の際に「同上」「〃」は不可。氏名はフルネーム、住所は番地までご記入願います。

氏名	住所
[redacted]	

[illegible]

名回収・連絡先　[redacted]

令和８年７月

名古屋市長様
名古屋市教育委員会 教育長様

名古屋市立幼稚園閉園計画の撤回と現在の教育実践の存続を求める署名

名古屋市は名古屋市立幼稚園５園（楠西幼稚園、桶狭間幼稚園、梅森坂幼稚園、常磐幼稚園、神の倉幼稚園）を令和１２年度から１３年度末に閉園する方針を示しました。名古屋市立幼稚園では、子どもの主体性を尊重した保育や、自然や人との関わりを通した豊かな環境、地域とのつながりを生かした教育が実践されており、私たちにとってかけがえのない大切な園です。また、幼小接続を見据えた取り組みなど、「ナゴヤ学びのコンパス」に通じる教育実践が日々積み重ねられており、公教育として重要な役割を果たしています。

しかし、

- 預かり保育の拡充等、保護者が求めてきた改善が十分に実現されないまま閉園が計画されていること
- 子どもたちの豊かな学びを保障する地域の教育資源がなくなってしまうこと
- 発達や育ちにさまざまな特徴のある子どもも含め、一人ひとりを大切にする公教育の環境が失われてしまうこと

に、多くの保護者や地域住民が不安と疑問を感じています。

以上の理由から、私たちは、名古屋市立幼稚園閉園計画の撤回と、現在行われている教育実践・教育環境の存続を求めます。

請願事項

❶ **名古屋市立幼稚園の閉園計画を撤回してください。**

❷ **現在市立幼稚園で行われている、子どもの主体性を大切にした教育実践や、多様な子どもたちが共に育ち合う公教育の環境を継続してください。**

※ 氏名はフルネームで、住所は番地までご記入ください。
※ 「同上」「〃」は無効となる場合がありますので、それぞれご記入をお願いいたします。
※ 鉛筆や消えるボールペンは使用しないでください。

氏　名	住　　所
[redacted]	

※ この署名は、日本国憲法第16条で保障された請願権に基づいて行うものです。
※ ご記入いただいた個人情報は、本請願の目的以外には使用いたしません。

署名回収・連絡先 [redacted]

桶狭間幼稚園の閉園案の撤回を求める請願書

請願事項

一、桶狭間幼稚園の閉園案を撤回すること

請願趣旨

桶狭間幼稚園は長年、緑豊かな環境で地域の子ども達の健やかな成長を支え、遊びの中で学ぶ力や生きる力の『器』を作ってきたかけがえのない幼稚園です。家庭の経済状況や背景、国籍、食物アレルギー、身体的・発達的に特性がある等を理由に私立幼稚園の入園を断られてしまう子ども達にも、幅広く門戸を開き、すべての子どもに平等に教育を保障し多様な家庭を支える学びのセーフティーネットとして、地域に欠かせない役割を果たしています。

令和8年4月20日に教育委員会から発表された「第2期名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画(案)」において、突然に桶狭間幼稚園の閉園案が示されました。桶狭間幼稚園に通う現役の園児と保護者や、園で働く先生方、卒園したOB・OGとその父母を含めて大変な動揺が広がっています。桶狭間幼稚園が閉園となったら、園児の8割を占める有松・桶狭間・南陵学区の子ども達から、人生にとって最も大切な『器』作りの場(教育の場)を奪うことになります。また、支援を必要とする家庭ほど深刻な影響を受けます。それは地域全体の子育て環境の低下にも繋がり、現役園児や現役父母の居場所、卒園した子ども達の拠り所、地域の方たちとの交流の場を奪うことになります。

加えて緑区は大きな区ですが、公共交通機関が機能しているとは言い難く、他の地域に公立幼稚園があっても有松・桶狭間・南陵学区の子ども達は通えず、公共サービスとしての幼児教育を享受できなくなり、市民の権利が後退してしまいます。満三歳児保育を開始してほしいという要望も再三伝えていました。潜在的な市民ニーズがあるにも関わらず、それを捕捉し実際の入園に結びつけられていない行政・教育委員会側の不作為・怠慢にこそ園児減少の原因があるとも考えます。にも関わらず、閉園の結論ありきで拙速な判断をし、保護者や地域に対してもまともな説明も為されないまま閉園が決定されることは大変不誠実であり、到底受け入れることができません。

以上の理由から私たちは、桶狭間幼稚園の閉園に反対し、桶狭間幼稚園の閉園案の撤回を求めます。

2026年　6 月　16 日

名古屋市会議長　小出昭司 様

桶狭間幼稚園を閉園から守るみんなの会

請願人　住所　名古屋市緑区 [redacted]

氏名 [redacted]